

ただきましたが、実は、ことしサミットが行われますけれども、その場で多分国家間における情報の格差問題が出るんじやないかと思つております。経済力の強い国、また情報を持つ国と持たざる国、こういったものの解消をやつていかなくてはならないと思いますけれども、大臣としては具体的にサミットに向けて郵政省としてどういう取りまとめになるかをお聞かせ願いたいと思いま

す。

○国務大臣(八代英太君) 小瀬総理は、サミットに向けましてI.T.革命、とりわけ情報格差問題の重要性を認識されまして、九州・沖縄サミットの主要議題として取り上げる方針を表明いたしました。

確かに、二十一世紀を目前に控えまして、世界規模で情報化が進展する一方、これはもう国境もない、そういう時代の到来だということを考えていますと、情報通信分野でもグローバルな形の中でのこの分野が進展していくと、当然のことながら南北の格差、先進国それから途上国との格差、こういうものが表面化しているということが大変懸念されると、私もこのように思つております。情報通信は世界のネットワークが相互に結ばれていますので、そういう意味でも、我が国としては世界の人々が平等に情報にアクセスできるよう国社会に貢献することが大変重要なと、このように思つております。

特に、近年におきましては、次世代移動通信やインターネットを通じた電子商取引等の新しいサービスが出現しようとしておりますし、これらが特に開発途上国を含めた世界じゅうで円滑に導入、発展していくような環境づくりを行うことが重要だと、このように私たちも考えております。

こういう観点から、情報通信基盤が十分に整備されていない開発途上国に対しまして、我が国はODA等によりまして研修員の受け入れをやつたり、それからまた専門家の派遣などを通じまして開発途上国の技術者養成や技術移転の促進を図つ

てきているところでございます。また、開発途上

国的情報通信網整備のための資金協力なんかにも積極的に取り組んでおります。さらに、I.T.U.、太平洋経済協力やいろんな多国間の枠組みを通じながら、技術援助や国際共同実験などへの協力にも取り組んでいるところでございます。

これらの施策を開拓していくながら、特に実りのある議論がなされることを期待しておりますし、郵政省としても国際間の情報格差というものを取り組んでいます。

それと同じように、国内におきましての情報格差が一方ではござりますから、国内の情報格差も解消しつつ、さらに南北間のそうした情報格差と

いうものもないような二十一世紀への国際協力と

いうことは大変重要なといたしますし、総理がその辺を今度のサミットにおきましてもしっかりと提言されるということは時宜にかなつたものと私は

いつも期待をしているところでございます。

○景山俊太郎君 きのうインターネットの政策

について御質問しましたけれども、日本のイン

ターネットの利用者が千七百万人以上、だんだん

ふえているわけでありまして、陽の部分といいましょうか、非常に明るい部分というのがクローズ

アップされているわけでありますけれども、やっぱり陰の部分というのも出てまいりました。

そこで、個人情報の保護につきまして質問を

たいと思います。

近年、社会のネットワークが進行する一方で、

N.T.Tなどの電気通信事業者による個人情報漏えい事件が非常に多く出でております。また、問題に

りますと、官民両部門の全分野にわたる個人情報保護の基本原則を定めた基本法を制定し、電気通

信、信用情報等の個別分野において個別法で規制

するというような方針も打ち出されて、二〇〇一年には提案が目指されているようなことも聞いております。

そこで、こういった個人の秘密、または電気通信事業者の場合は通信の秘密、そういうことを多く管理いたしておりますが、郵政省におきましても電気通信分野における個人情報保護法制の在り方に關する研究会、今、景山委員おつしやいましたようだわけであります。郵政省におきましては電気通信分野における個人情報保護法制の在り方に關する研究会、今、景山委員おつしやいましたようだわけであります。

臣の所感をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(八代英太君) 今大変重要な御指摘をいたいたわけであります。郵政省におきましては電気通信分野における個人情報保護法制の在り方に關する研究会、今、景山委員おつしやいましたようだわけであります。

この中間報告におきましては、電気通信分野におきまして保護されるべき個人情報の範囲につきましては、電気通信事業者が保有する電気通信サービスの利用者にかかる個人情報を広く対象とするのが適当であるとされております。また、その中で、罰則によつて保護すべき個人情報の範囲については、景山委員御指摘のとおり、現行の通信の秘密もございます、それから業務上知り得た個人の秘密を対象とするというようなことで、そういう範囲がこの中間報告にも盛り込まれております。

私たちも、このような研究会の中間報告の指摘を踏まえまして、高度情報通信社会推進本部における基本法の検討状況等も配意しつつ、引き続き個別法の法制化が必要か否かも含めて、罰則はどう

のようにあるべきか等々も含めて、保護すべき個人情報の範囲も含めた検討に取り組んでまいりました

い、このように思つているところでございます。

これは、非常にもう時間との問題もありますし、非常にこれが多くの国民の中にも千七百万、もつともつとこれから、ことしあたりはインターネット

における情報のそういう時代になつてくると思つますので、大変喫緊な課題だらう、こういう認識

を持っているところでございます。

○景山俊太郎君 この委員会でも一度、ニフティとかそういう会社を視察したことがありますけれども、違法有害情報の規制についてであります。

インターネットの普及に伴つて特定個人への誹謗中傷や不正を通じた薬物の販売などの情報が多く流通いたしまして、これらの違法有害情報の規制のあり方が非常に問題になつております。

いろんな地方団体からも意見書なども出ておりますけれども、最近マスコミの報道で、学校のいじめ問題を実名入りでホームページに流しまして、関係者を退職に追い込ませたとかいうような事態も発生しております。人権問題も含めまして関係者に大きな影響や被害を与えていたと聞いておるわけであります。

そうした中で、従来はインターネットの接続事業者、いわゆるプロバイダー等の第二種電気通信事業者の団体であるテレコムサービス協会、これがガイドラインを作成いたしまして、接続事業者が違法有害情報提供者に対しまして情報の削除や契約の解除を行つ等の自主規制というものを行つておりますが、事業者の対応が消極的であるという指摘もあります。

郵政省が行つたいろいろな調査を見ますと、こういった違法有害情報発信に対する法律規制を望む声が六割以上ある、こういう統計もあるようです。

今後、国が何らかの規制をする必要があるというふうに考えております。ただ規制をするばかりがいいわけではありませんけれども、大臣のこういった状況を踏まえましての御意見を伺わせていただきます。

郵政省が行つたいろいろな調査を見ますと、こういった違法有害情報発信に対する法律規制を望む声が六割以上ある、こういう統計もあるようです。

今後、国が何らかの規制をする必要があるというふうに考えております。

○国務大臣(八代英太君) まさに大変重要な御指摘だというふうに思つておりますけれども、インターネットの急速な普及、発展に伴いまして、利

用者の利便性の向上も当然ですが、そういう一方で、インターネットについて高い、速い、危ないと、その危ないという問題もこれもしつかり

りフオローアップしておかないと、やっぱりこれからいろんな意味でも大変なことになつていくだけ

らうという心配をいたしております。

インターネットを通じた薬物とか銃器の売買に

関する違法な情報、あるいはわいせつな情報等青

少年に有害な情報の提供、あるいはこの間、今御

指摘のよう子供たちの間でも名前入りでそんな

ことをするとか、私なんかも実は、盗聴法生みの

親、八代英太を落とす会なんという、インターネットで最近やられておりまして、こういうふうな誹

謗中傷、これは個人の会社とかいろんなところに

こういうものが自由に発信されていることによつて、一体どの辺までを守つていくことが必要なのか、あるいはどの辺までが許されるのかというの

はなかなかその辺が難しいところもあるわけでござります。

このため、郵政省では、委員御指摘のとおり、

プロバイダー等が加盟するテレコムサービス協会

による違法有害情報の排除措置等を定めたガイド

ラインの策定、それからプロバイダー自身による

自主規制の支援及び青少年に有害な情報を見せな

いようにするいわゆるフィルタリング等の技術的

対応の推進に努めているような次第でございま

す。

一方、こうした影の部分に対しまして、では法

律でばしつとやるかということになつていきます

と、そういうことも必要だというそういう声もな

いわけじやありませんけれども、拙速な法規制は

新しいメディアの発展や自由な情報流通の妨げと

なるし、あるいはまたかえつて情報通信の発展の

阻害要因にもなるということで、この辺は慎重な

検討が求められるというのが一般的な声かな、こ

んなふうな思いも持つていて、そこまでございま

す。むしろ、新しい通信メディアの利用について

は、利用者側の意識も重要な要素であると同時に、

行政に限らず幅広いところで国民的な議論をお願

いしたいというふうに考えております。

郵政省でも、引き続き表現の自由や通信の秘密の保護の観点も含めて多角的な検討をさせていた

だい、国民が安心して電気通信を利用できる環

境の整備にこれはもう当然取り組んでいかなければ

ばかりない、こういう思いで今臨んでいるところでもござります。

○景山俊太郎君 それから、アメリカが好景気な

のは、非常に電子商取引の市場が拡大したという

ことが言われております。我が國もだんだんそぞう

いうふうになつてくるんじゃないかと思います

し、景気を考えますと、電子商取引の普及とい

うのは非常に大切だと思います。また日本の発展も

そうだと思います。

そういう中で、近々電子署名・認証制度の整備

ということに対する法律も出るやに聞いておりま

すけれども、それにつきまして政務次官の方から

お話をお願ひしたいと思います。

○政務次官(小坂憲次君) 御指摘のとおり、認証

というのは大変今喫緊の課題であるという認識を

いたしております。

書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤を確

立するために、郵政省は、通産省、法務省と共に

いたしまして今通常国会への法案提出を準備いた

しているところでござります。

インターネット上の商取引等は、国境を越えて

グローバルに発展するものであるために、この法

案については、諸外国との法制度の面においての

国際整合性を図りつつ、また外国の認証業者の取

り扱いについても規定を設けるなど、今後の国際

化を考慮して、定額貯金の満期が到来することは、

ございますが、これら平成二年度あるいは三年度

に預けられた定額貯金の満期が到来することは、

郵便貯金にとっては高金利の貯金が払い戻されま

して支払い利子の負担が減少することになつてしま

りますので、当面は経営的にはプラス要因とな

る、このように思つております。

一方、こうした影の部分に対しまして、では法

律でばしつとやるかということになつていきます

と、そういうことも必要だというそういう声もな

いわけじやありませんけれども、拙速な法規制は

百六兆円というものです。

これで郵便貯金の影響はどうかという御意見でございますが、これら平成二年度あるいは三年度に預けられた定額貯金の満期が到来することは、郵便貯金にとって高金利の貯金が払い戻されまして支払い利子の負担が減少することになつてしまりますので、当面は経営的にはプラス要因となる、このように思つております。

一方、こうした影の部分に対しまして、では法

律でばしつとやるかということになつていきます

と、そういうことも必要だというそういう声もな

いわけじやありませんけれども、拙速な法規制は

新しいメディアの発展や自由な情報流通の妨げと

なるし、あるいはまたかえつて情報通信の発展の

阻害要因にもなるということで、この辺は慎重な

検討が求められるというのが一般的な声かな、こ

んなふうな思いも持つていて、そこまでございま

す。むしろ、新しい通信メディアの利用について

は、利用者側の意識も重要な要素であると同時に、

行政に限らず幅広いところで国民的な議論をお願

いしたいというふうに考えております。

郵政省でも、引き続き表現の自由や通信の秘密の

保護の観点も含めて多角的な検討をさせていた

だい、国民が安心して電気通信を利用できる環

境の整備にこれはもう当然取り組んでいかなければ

る、こういうことがあります。この大量流出は郵便貯金の経営に大きな影響を与えると思います。

そこで、郵便貯金が大蔵省資金運用部に預託さ

れまして財投の主要な原資になつております。も

ちろん、財投も今度よいよ改良されるわけであ

りますけれども、しかし景気の回復にも影響を与

えるということで、財投の融資の規模とか国債の

需給、そういうことに与える影響も大きい。

この点につきまして、大量満期問題につきまし

て、郵政省のお考えを伺いたいと思います。

そういう中で、近々電子署名・認証制度の整備

ということに対する法律も出るやに聞いておりま

すけれども、それにつきまして政務次官の方から

お話をお願ひしたいと思います。

そういう中で、近々電子署名・認証制度の整備

ということに対する法律も出るやに聞いておりま

すけれども、それにつきまして政務次官の方から

お話をお願ひしたいと思います。

インターネット上の商取引等は、国境を越えて

グローバルに発展するものであるために、この法

案については、諸外国との法制度の面においての

国際整合性を図りつつ、また外国の認証業者の取

り扱いについても規定を設けるなど、今後の国際

化を考慮して、定額貯金の満期が到来することは、

郵便貯金にとって高金利の貯金が払い戻されま

して支払い利子の負担が減少することになつてしま

りますので、当面は経営的にはプラス要因とな

る、このように思つております。

一方、こうした影の部分に対しまして、では法

律でばしつとやるかということになつていきます

と、そういうことも必要だというそういう声もな

いわけじやありませんけれども、拙速な法規制は

新しいメディアの発展や自由な情報流通の妨げと

なるし、あるいはまたかえつて情報通信の発展の

阻害要因にもなるということで、この辺は慎重な

検討が求められるというのが一般的な声かな、こ

んなふうな思いも持つていて、そこまでございま

る、多大なプラスになつてまいりますし、いろんな意味で好影響を与えるのではないかというよう思つております。

このようなかで、郵政省といたしましては、平成十二年度におきましては満期の元利合計金額五

十八兆円から利子課税金額四兆五千億円及び限度額を超過するため再預入できないと見込まれる利子分九兆五千億円を除いた四十四兆円の七割、三十

一兆円ぐらの換算になりますけれども、これを、

熱心に各戸、家を回させていただいて丁寧にお願いをして、全体の七割くらいは再び預けていただけます。

額を超過するため再預入できないと見込まれる利子分九兆五千億円を除いた四十四兆円の七割、三十

一兆円ぐらの換算になりますけれども、これを、

熱心に各戸、家を回させていただいて丁寧にお願いをして、全体の七割くらいは再び預けていただけます。

額を超過するため再預入できないと見込まれる利子分九兆五千億円を

からは全額自主運用になるということをございましたので、この法律案を閣議決定もさせていただきましたので、またじつくりと御審議いただければあります。このように思っております。

法律案の内容といたしましては、郵便貯金資金の運用主体は総務大臣とすることがあります。

それから、自主運用の目的を事業の健全経営の確保、運用の原則を確実、有利、公共の利益、

こういうことを掲げておりますし、運用範囲は地

方公共団体貸し付け等を追加するということも含まれております。また、運用手続としては、審議会へ運用計画を諮問して、それを公表する、こういう形になつておりますし、全額自主運用に向けて必要な制度整備を図るような体制でございま

す。

また、この体制整備につきましては、平成十二年度予算において、新資金運用システムの開発といたしまして約三十億円を計上いたしております。その具体的な内容につきましては、地方公共団体貸し付け等の追加に伴う事務系システムの改善、運用原資の変更に伴うリスク管理等の分析システムの改善、それから運用額の増大に伴う高速で信頼性の高いホストコンピューターへの切りかえというようなことをうたつておりますし、このほか本省及び地方運用組織の体制の整備等を図つていろいろな経験も積んでおりますから、万全を期す体制になるだろうと、このように思つております。

そこで、郵便貯金は全国二万四千七百の郵便局を通じまして国民の経済生活に必要な基礎的な金融サービスを提供するわけでございますが、ここにおきまして、やっぱり国民利用者の利便と金融システムの効率性の向上に努めるというのが私たちの基本的な考え方でございますから、今後郵政公社に移行することになりますが、この基本的な考え方方は不変なものだというふうに思つております。これからも、総務省に統合されて、さらに平成十五年には国営の新たな公社に発足するこになつておりますが、いずれの形態になりま

ても郵便貯金の役割を果たすべく全力を挙げてまいりたいと思っておりますので、法律案が上程され、国会で御審議いただくときにまた詳しく中身がたないと、このように思つております。

法律案の内容といたしましては、郵便貯金資金の運用主体は総務大臣とすることがあります。

それから、自主運用の目的を事業の健全経営の確保、運用の原則を確実、有利、公共の利益、

こういうことを掲げておりますし、運用範囲は地

方公共団体貸し付け等を追加するということも含まれております。また、運用手続としては、審議会へ運用計画を諮問して、それを公表する、こういう形になつておりますし、全額自主運用に向けて必要な制度整備を図るような体制でございま

す。

また、この体制整備につきましては、平成十二年度予算において、新資金運用システムの開発といたしまして約三十億円を計上いたしております。その具体的な内容につきましては、地方公共団体貸し付け等の追加に伴う事務系システムの改善、運用原資の変更に伴うリスク管理等の分析システムの改善、それから運用額の増大に伴う高速で信頼性の高いホストコンピューターへの切りかえというようなことをうたつておりますし、このほか本省及び地方運用組織の体制の整備等を図つていろいろな経験も積んでおりますから、万全を期す体制になるだろうと、このように思つております。

そこで、郵便貯金は全国二万四千七百の郵便局を通じまして国民の経済生活に必要な基礎的な金融サービスを提供するわけでございますが、ここにおきまして、やっぱり国民利用者の利便と金融システムの効率性の向上に努めるというのが私たちの基本的な考え方でございますから、今後郵政公社に移行することになりますが、この基本的な考え方方は不変なものだというふうに思つております。これからも、総務省に統合されて、さらに平成十五年には国営の新たな公社に発足するこになつておりますが、いずれの形態になりま

NTTが民営化された昭和六十年のところでは、従来の公社でありましたものから民間会社になりました。特別会社ではありませんけれども、いわゆる郵政省の監督権というものは非常に制約され、国会で御審議いただくときにまた詳しく述べ、国会で御審議いただくときにまた詳しく述べました。このように思つておられます。

法律案の内容といたしましては、郵便貯金資金の運用主体は総務大臣とすることがあります。

それから、自主運用の目的を事業の健全経営の確保、運用の原則を確実、有利、公共の利益、

こういうことを掲げておりますし、運用範囲は地

方公共団体貸し付け等を追加するということも含まれております。また、運用手続としては、審議会へ運用計画を諮問して、それを公表する、こういう形になつておりますし、全額自主運用に向けて必要な制度整備を図るような体制でございま

す。

また、この体制整備につきましては、平成十二年度予算において、新資金運用システムの開発といたしまして約三十億円を計上いたしております。その具体的な内容につきましては、地方公共団体貸し付け等の追加に伴う事務系システムの改善、運用原資の変更に伴うリスク管理等の分析システムの改善、それから運用額の増大に伴う高速で信頼性の高いホストコンピューターへの切りかえというようなことをうたつておりますし、このほか本省及び地方運用組織の体制の整備等を図つていろいろな経験も積んでおりますから、万全を期す体制になるだろうと、このように思つております。

そこで、郵便貯金は全国二万四千七百の郵便局を通じまして国民の経済生活に必要な基礎的な金融サービスを提供するわけでございますが、ここにおきまして、やっぱり国民利用者の利便と金融システムの効率性の向上に努めるというのが私たちの基本的な考え方でございますから、今後郵政公社に移行することになりますが、この基本的な考え方方は不変なものだというふうに思つております。これからも、総務省に統合されて、さらに平成十五年には国営の新たな公社に発足するこになつておりますが、いずれの形態になりま

ても郵便貯金の役割を果たすべく全力を挙げてまいりたいと思っておりますので、法律案が上程され、国会で御審議いただくときにまた詳しく述べました。このように思つておられます。

法律案の内容といたしましては、郵便貯金資金の運用主体は総務大臣とすることがあります。

それから、自主運用の目的を事業の健全経営の確保、運用の原則を確実、有利、公共の利益、

こういうことを掲げておりますし、運用範囲は地

方公共団体貸し付け等を追加するということも含まれております。また、運用手続としては、審議会へ運用計画を諮問して、それを公表する、こういう形になつておりますし、全額自主運用に向けて必要な制度整備を図るような体制でございま

す。

また、この体制整備につきましては、平成十二年度予算において、新資金運用システムの開発といたしまして約三十億円を計上いたしております。その具体的な内容につきましては、地方公共団体貸し付け等の追加に伴う事務系システムの改善、運用原資の変更に伴うリスク管理等の分析システムの改善、それから運用額の増大に伴う高速で信頼性の高いホストコンピューターへの切りかえというようなことをうたつておりますし、このほか本省及び地方運用組織の体制の整備等を図つていろいろな経験も積んでおりますから、万全を期す体制になるだろうと、このように思つております。

そこで、郵便貯金は全国二万四千七百の郵便局を通じまして国民の経済生活に必要な基礎的な金融サービスを提供するわけでございますが、ここにおきまして、やっぱり国民利用者の利便と金融システムの効率性の向上に努めるというのが私たちの基本的な考え方でございますから、今後郵政公社に移行することになりますが、この基本的な考え方方は不変なものだというふうに思つております。これからも、総務省に統合されて、さらに平成十五年には国営の新たな公社に発足するこになつておりますが、いずれの形態になりま

する受託会社は委託をする会社が選ぶわけですが、そこについては適切なものであれば構わないと、こういふことでござります。

○小川敏夫君 委託する会社が選ぶといつても、委託する会社はNTTですよ。NTTの事業で

しよう。NTTの事業なら、郵政大臣に認可権があつて、監督権があつて、報告を求める権限があ

るんです。だから、受託会社がどこであるかとい

うことは、すなわち郵政大臣の監督下に入るNT

Tの事業じやないですか。なぜそうじゃないと言

うんですか、あなたは。

○政務次官(小坂憲次君) そうじやないと申し上げているんじやなくて、何か質問されているよう

どに対して委託するかということについては、

それは満たしていただきなきやいけないけれども、その委託先の内容について何から何まで全部

報告を求めるというのではなくて、それが必要性

があり適切性があるかということについての必要

な部分だけをチェックさせていただくということ

で、それが郵政省の監督の範囲内であると、こう

いうことを申し上げているわけでござります。

○小川敏夫君 今度は別の角度から聞きますが、

NTTが出資しておる会社ですよ、日本自動車電

話サービス、あるいは上毛通信にしても。そうす

ると、NTTが財産を持っておるわけです、出資

という形で。この出資しているNTTの財産であ

る株式、これの処分または処分に準ずるような価

値の大きな変動、こういうことをすることやは

りNTTの事業計画に入るんじやないです。

○政務次官(小坂憲次君) そのこと自体はNTT

の内部でやることだと思いますが、しかし合併と

いう時点をとらえますと、その合併そのものは、

電気通信事業者であるNTTとそれからその受託

をしている会社、これは規制外の会社でございま

す、そこと合併することについては、郵政省はこ

れは許認可の範囲外でございますので、そのこと

については、NTT自身が出資することは自由で

ありますので、その部分では郵政省は閑知しない

わけでござります。

○小川敏夫君 NTTが出資することが自由とは思わないんですが。

質問の範囲を広げないで言いますが、ですから

NTTの財産ですよ、日本自動車電話サービス株

式会社に対して出資している株式という財産です

よ。この株式を処分する、あるいはほかの会社と

合併することによって価値が大きく変動する可能

性があるということについては、これはNTTの

事業計画の一つとしてやはり郵政省が監督する分

野に入るんじやないかと聞いています。入

るか入らないかを答えてくださいよ。

○政務次官(小坂憲次君) 今御質問をされている

のは六十三年当時の話ですか。

○小川敏夫君 はい、そうです。

○政務次官(小坂憲次君) 六十三年当時にボケベル販売会社、自動車電話販売受託会社が合併する

ことについてというお話をですか。それについてNTTが出資すること、それはもつとその前の時点

ですよね。時点を、次元を時系列的に。

○小川敏夫君 質問をわかつていいようです。

だから私は、六十三年当時のことでいいですよ。

○小川敏夫君 ですから、NTTが出資している会社、すなわち

NTTが株式を持っているわけですよ。その株式

NTTが株式を持っています。ボケベルの募集業

務、代金徴収業務、これはNTTの事業の主要部

門じゃないですか。

○政務次官(小坂憲次君) NTが委託している

業務ではありますが、NTT自身の主要業務とい

うわけではございません。

○小川敏夫君 言葉が不正確でしよう。NTTの

主要業務だけれども、その主要業務を他の会社に

委託しているということでしょう。本来はNTT

が自分でやつたっていいんでしょう。NTTの業

務でしよう。その業務を一部の会社に委託してい

るということじやないです。

○小川敏夫君 私は、NTTが出資するかどうか

ということを聞いているんじやないんですよ。そ

れはだから、その点についてはまた異論がありま

すけれども、その点の議論はまだ横に置いておい

ます。

○小川敏夫君 どうも余り関係ない議論をされて

も困ります。

時間の関係もあるので端的に聞きますが、郵政

大臣、昨日もあるいはこれまで、ボケベル会社

は赤字だとかいうことを言っておられました。き

て、既に出資してあるNTTが持っている株式とくても株式の価値が変動するような行為を行なうことはNTTの事業計画の一環として含まれるんじやないかと聞いているわけです。

○政務次官(小坂憲次君) それはNTTの事業計画の中に入っていると思いますが、私どもが審査すべき事業計画の内容というのに、そのような詳細なものにまで立ち入つていわゆる行政が関与するようなものではないわけです。

○小川敏夫君 NTT法にそういう除外規定があるんですか。

○政務次官(小坂憲次君) 民営化された時点で、監督権というのは先ほど申し上げたようにかなり縮小されているわけです。ですから、民間会社と

いう形の中のその事業計画のどこに投資をする、どういうことになる、そういうことについてそのすべてを報告を求めるような形にはなっていないわけでございます。

○小川敏夫君 また聞き方を変えますが、ボケベルあるいは携帯電話、この事業そのものはNTTの事業の中心であるということはよろしいですね。——今うなずいたから、それでいいわけです。

○小川敏夫君 まだ聞き方を変えますが、ボケベルあるいは携帯電話、この事業そのものはNTTの事業の中心であるということはよろしいですね。

○政務次官(小坂憲次君) それは当然期することではないと思うんですが、この点はいかがですか。

○政務次官(小坂憲次君) それは当然期することではないと思うんです。要するに、出資をした先の会社が、別のやはり出資はしてあって、同じ民間会社同士が合併することについて、その内容について郵政省が一々監督権行使するような内容ではないわけでございます。

○小川敏夫君 自動車電話はNTTが50%出資しているNTTの子会社ですよ。NTTの子会社が合併するのにNTTが一々関与することじゃないということは言えないでしよう。

○政務次官(小坂憲次君) その合併が適切なものかどうかかということがあります。兩当事者間で話を

するわけがありますが、また株主総会等もあるわけでございまして、そういう場面でその適切性が判断をされるというふうに思つておるわけでございまして、民間の事業を行政がここまで一つ一つ入っていくということと自体が規制緩和に逆行するものであるというふうに了解するわけあります。

○小川敏夫君 どうも余り関係ない議論をされて困ります。

託するということについて認可を求められ、それが適切であると判断したので委託がされたわけでございます。

○小川敏夫君 質問をまた次に関連して進めます

が、この上毛通信サービスあるいは日本自動車電話サービスという会社五社が合併しました。この合併比率は対等合併です。すなわち、すべての株式の価値に大きな影響を受けるわけです。ですから同じ価値といふことの評価を受けて対等合併しておるわけです。

そこで聞くのですが、合併するということは、すなわち株式の価値が不当な評価で合併すれば株式の価値に大きな影響を受けるわけです。ですから、これはNTTの事業の一環として当然郵政省の監督に服することになると思うわけですが、この点はいかがですか。

○政務次官(小坂憲次君) それは当然期することではないと思うんです。要するに、出資をした先の会社が、別のやはり出資はしてあって、同じ民間会社同士が合併することについて、その内容について郵政省が一々監督権行使するような内容ではないわけでございます。

○政務次官(小坂憲次君) 自動車電話はNTTが50%出資しているNTTの子会社ですよ。NTTの子会社が合併するのにNTTが一々関与することじゃないということは言えないでしよう。

○政務次官(小坂憲次君) その合併が適切なものかどうかかということがあります。兩当事者間で話を

するわけがありますが、また株主総会等もあるわけでございまして、そういう場面でその適切性が判断をされるというふうに思つておるわけでございまして、民間の事業を行政がここまで一つ一つ

入っていくということと自体が規制緩和に逆行するものであるというふうに了解するわけあります。

○小川敏夫君 どうも余り関係ない議論をされて困ります。

時間の関係もあるので端的に聞きますが、郵政

大臣、昨日もあるいはこれまで、ボケベル会社

は赤字だとかいうことを言っておられました。き

のうは、ポケベル会社全体の総体の数字を示されて、これだけの赤字だというふうに示されたわけです。それで、そういう通信サービス会社、ポケベル会社が赤字だといって合計の数字を出しましたが、合計の数字が出るということは、個々の通信会社の赤字黒字の収益が把握できて、それを合算した結果が赤字だと、こういうことです。

○政務次官(小坂憲次君) 昨日の大臣の、その前の答弁を引いて、ポケベル会社が赤字というところをとらえておつしやいましたが、大臣がそのとき申し上げました、当時ポケベル会社は赤字が多かったと言つたのは、これはドコモのやつているポケベル事業だけではなくて、いわゆるNCC、ドコモ以外、その当時はドコモになつていませんが、NTT以外の会社がやつていていたポケベル事業を見ますと赤字の会社が多いということござります。

○小川敏夫君 もういいですよ、それは聞いていませんだから。

それは新規参入会社についてだけ述べたんですか。新規参入会社も含めて、電電公社時代に設立した通信サービス会社も含めての話ですか。

○政務次官(小坂憲次君) 昨日、小川委員が大臣の以前の答弁を引かれまして、そして、当時ポケベル会社は赤字が多かったと言つたので、そういう部分について言えば、その部分は両方でございます。

○小川敏夫君 両方だということで結構ですが、大臣は、具体的に全部合計するとこれだけの赤字であるということを述べました。今数字は速記録ができないでいいんで把握していませんが、具体的に数字を挙げました。それで私は聞いておるわけです。具体的な数字が出るということは、すべての会社の収支、赤字黒字を把握して、把握できたからその合計の数字が出たわけですねと、こう聞いておるわけです。

○国務大臣(八代英太君) 事業会計規則第十七条に基づく届け出によつて、こう見てみますと、ここに表がありまして、そうすると六十三年当時の

新規参入のポケベル事業者の財務諸表によると、二十四社あったわけですが、二十四社中二十一社が赤字であったということですから、大方は赤字であつたということを私は申し上げたわけでございます。

それで、我々も遠い、遠いというか、それは十

年、十五年前の話でございますから、いろいろ詳

細に調査をして、それから丁寧に御報告しようと思つているんですが、先ほどから小川委員、前は

検事さんだつたという、何か尋問されているような私思いをちよと感じまして、余り、ですからこれは当時の経緯の問題ですから……(発言する者あり)私は絆縫の問題ですから、私たちも丁寧に細かくお答えしようと思つますから、余りけんか腰でやられちや困りますから、穏やかにひとつお願いしたい、私たちもいろいろ資料をひもといでやつておりますので。

○小川敏夫君 今国民が小瀬総理周辺の株式疑惑に関して大変な関心を持つておるわけでして、その点について明確な答弁がないということは困るんで、逆に、より明確に答弁していただきたい。

ところで、私が聞いているのは、ですから個々の会社の決算数字が把握できて、それで全部の合

計が出たわけですね。これは当然のことです。

聞きますよ。今大臣、大変大事なことをおつしやられた。十七条によって各通信会社の報告を受け

て決算がわかつていると。各通信会社の決算をこ

NCCの事業部の部分についてはわかっていない

ので、私自身も若干混乱をして、このNCCの数

字を足したもののが、これまたまた三枚にわたつて

いたものですから、それを足したものが赤字であ

ると申し上げましたが、NTTの中の無線呼び出し、自動車電話の部分も足した部分でどうなつた

かということについてはここではわかりません。

○小川敏夫君 八代郵政大臣は、これまでの衆議院や参議院で、まさに電電公社時代の通信サービスの会社のことを議論しているときに、それとは全く無関係のNCCの収益の数字を出して、それがあたかも電気通信会社の、議論しているポケベル会社の収益であるかのように答弁したなんですか。そういうことですよね。

○国務大臣(八代英太君) 私は、別に数字を出

して言つたわけじゃなくて、その当時、全体の中でもまだポケベルというものの、こういうものの全体像というのもまだまだとても國民の中にも浸透していなないし、経営をした人たちもいろいろ会社起こしをしていてもなかなか厳しかったという状

況を当時振り返つて御説明をして、そして、当時はそういう意味では、そういうやつた方々に

つては非常に赤字で厳しかったということを申し上げたんです。

一方、ポケベル販売会社、NTTの方の関係の販売会社、これ自体は郵政省の規制対象外であるために電気通信事業者ではないんです。ですので、経営状況については把握できていないわけです。

そこで、我々も遠い、遠いというか、それは十

年、十五年前の話でございますから、いろいろ詳

細に調査をして、それから丁寧に御報告しようと思つているんですが、先ほどから小川委員、前は

てはわかるということ、これは公表されていますので。

○小川敏夫君 私は、だつて確認したじやないですか。NCCとそれから電電公社時代につくった通信会社と、これを両方含むんですねと確認したところ、含むと答えたでしょう。だから聞いてい

るんですよ。

○政務次官(小坂憲次君) 私が申し上げたのは、

NTTの事業体の部分と合わせても多分そ

うなるだろうということで、今訂正させていただ

きます。

○政務次官(小坂憲次君) 私が申し上げたのは、

NTTの事業体の部分と合わせても多分そ

うなるだろうということで、今訂正させていただ

きます。

NTTの事業部の分についてはわかっていない

ので、私自身も若干混乱をして、このNCCの数

字を足したものが、これまたまた三枚にわたつて

いたものですから、それを足したものが赤字であ

ると申し上げましたが、NTTの中の無線呼び出し、自動車電話の部分も足した部分でどうなつた

かということについてはここではわかりません。

○小川敏夫君 八代郵政大臣は、これまでの衆議院や参議院で、まさに電電公社時代の通信サービ

スの会社のことを議論しているときに、それとは

全く無関係のNCCの収益の数字を出して、それ

があたかも電気通信会社の、議論しているポケベ

ル会社、いわゆるポケベル事業者は財務諸表等で

赤字かどうかというのは全部わかるわけです。一

方、NTTの中の事業体としてのポケベルをやつ

ていた部分、そこにつきましては、無線呼び出し、

當時は無線呼び出しとか自動車携帯電話と言つた

わけですが、それ自体の単体の損益はこれは明確になつていなないです。私どもも事業部単位の

現況を当時振り返つて御説明をして、そして、当時はそういう意味では、そういうやつた方々に

つては非常に赤字で厳しかったということを申し上げたんです。

○小川敏夫君 端的に聞きますが、自動車電話サービ

ス、あるいは上毛通信サービスの五社がさつき

も言ったように対等で合併しておるわけです。し

かし、例えば東京の中央通信サービス、これは大

きな利益を上げている。しかし、上毛通信サービ

スは、小瀬さんの言葉をかりれば毎年赤字で先行

きの展望もない、このようなことを言つておるわ

けです。実際どうですか、この中央通信サービス

が黒字で、上毛通信サービスが赤字だと、あるいは

自動車電話サービス、これが赤字だったか黒字

だったか、これは六十三年当時どうでしよう、わ

かりませんか。

○政務次官(小坂憲次君) 六十三年当時は、いわ

ゆるポケベル十六社と受託会社ですね、自動車電

話一社の合併の話ですね、それを十社に分割し

て十の地域に。その部分と今混同されていませんか。

○小川敏夫君 そういうことを聞いているんです

よ。

○政務次官(小坂憲次君) その合併の比率は……

○小川敏夫君 一対一ですよ。対等合併ですよ。

○政務次官(小坂憲次君) それが……

○小川敏夫君 だからその当時の会社の経営状況を聞いておるんですよ。

○小川敏夫君 一度、ちょっともう一回、

小川君。

○小川敏夫君 だから、昭和六十三年当時、中央

通信サービス、それから上毛通信サービス、あと

長野、新潟、それから日本自動車電話サービスが

合併したわけですよ。この合併比率が対等合併な

わけです。

それで、率直な疑問です。もう時間がないから

端的に聞きますけれども——ちょっとと質問を聞いていなさいよ、対等合併なわけですよ。これは対等合併ということはよろしいですね。じゃ、そこ

だけ確認します、ます。

○政務次官(小坂憲次君) 対等合併というのは、委員はよく調べていらっしゃって、どこから入手されたかわからないんですが、私どもにはいわゆる認可……（そういうことを言つちやうから議論になるんだよ」と呼ぶ者あり）

○小川敏夫君 わからないならわからないと答えればいいんです。

○政務次官(小坂憲次君) 承知しております。○小川敏夫君 自動車電話サービスに対する出資が五〇%ということはきのうお伺いしました。NTTの子会社ですよ。NTTの子会社が合併した。

上毛通信サービスだつてほかの通信サービス会社だって、NTTが出資しているわけですよ。そういう会社五社が合併して、その合併比率がわからなんですか。答えられないのか、それが。

○政務次官(小坂憲次君) 把握しておりません。

○小川敏夫君 私は質問通告しているじゃないですか。質問通告書に書いてあるでしょう、合併の条件はと。きのうも言ったから同じ議論をしたんじゃないですか。何で調べてこないんですか。

○政務次官(小坂憲次君) それは、質問通告をいたいで、私どもやりたいのでござりますが、いわゆる報告を求める根拠法がないんですよ。ですので、その報告を求めることができないんです。

○小川敏夫君 まず根拠法、NTT法十七条にあるじやないです、郵政大臣は事業の報告を求めることができます。あるいはこんな根拠法を使わなくたつて郵政省は調べればわかるでしょ、まづ大事なことですよ。

じや、この十七条で報告を求めることができないんですか。そういうことですね、今言われた趣旨は。

○政務次官(小坂憲次君) いわゆる自動車販売受託会社の報告を求める事はできません。

○小川敏夫君 NTTの財産の処分にすることですよ。そうでも、NTTが出資した株式を持つていてるんだ

から。そのことについて報告を求めることができなんですか。

○政務次官(小坂憲次君) 合併同士は、ポケベル販売会社並びに自動車電話販売受託会社、いずれも管轄外でございますので、それ同士のものについては報告を求ることはできませんし、今の自

動車販売受託会社は非公開の会社でございますので、昨日御質問になつたような株主の構成とかそ

ういうことも含めて私どもには把握できないんです。

○小川敏夫君 聞いてもない株主の構成のことなんか言わないでください。

私は言つているんですよ。NTTの財産ですよ。NTTの財産の処分に関する、あるいはNTTの財産の価値の異動に関する事。まさに、出資している先の会社が合併するということはNTTの財産に関する一つの処分行為じゃないですか。

○政務次官(小坂憲次君) 何か同じ答えを申し上げるよう申しあげないんですけど、NTTは民営化されたんですよ、六十年に。ですので、その後のいわゆる規制・監督の権限というのは必要な範囲内にとどまつていてるわけです。ですから、企業が順調に何ら問題なく運営されているときにすべてのことを報告を求めるということは本来やらないんですよ、民間会社でございますので。

○小川敏夫君 だから、NTTの出資している子会社の合併はこの十七条の一端的に答えてください。イエスかノーカ。この十七条、郵政大臣は報告を求める事ができると。つまり、NTT

に對して報告を求める事ができるとはつきり書いている法律です。これは民営化された後の法律ですよ、NTT法ですから。これで、NTTが子会社の株式を持つていて、その子会社の合併に關して報告を求める事ができないんですか。

もう時間がないからイエスかノーカで答えてください、ごちやごちや言わないので。

○小川敏夫君 何かどうもそういう答弁を聞いて

いると、法律の解釈をねじ曲げて、合併比率が公にしにくから隠しているように思えるんですけどね。

○小川敏夫君 何かどうもそういう答弁を聞いて

いるが、法律の解釈をねじ曲げて、合併比率が公にしにくから隠しているように思えるんですけどね。

○政務次官(小坂憲次君) NTの報告を求める

範囲というのは必要な範囲にとどまつておりますし、それをその当時、利益処分とかそういうものであればこれは認可の対象でございますからあります。ですが、利益処分とかいうのじゃなくて、日常の、通常の営業活動、業務活動、すべての会社活動の中のある一定の時点でございますので、その部分のものを十七条に基づいて報告をさせるようなかけ方の規制の形にはなつてないんござい

ます。

ですから、民営化した時点で民間会社として自由な営業をしてもらう、しかしそれは一定の利益の処分等で株主が損害をこうむらないようにするときのみチェックするわけでございますので、それは一定の区切り、決算のですね、そういう時点まで出てくる問題でございます。

○小川敏夫君 だから、NTTの出資している子会社の合併はこの十七条の一端的に答えてください。イエスかノーカ。この法律を施行するために、第十二条で書いてあるわけですよ。事業計画に關しては了解しておりませんが。

○小川敏夫君 この法律を施行するために、第十二条で書いてあるわけですよ。事業計画に關してはあらかじめ郵政大臣の認可を受けると。だから、事業計画の中に入らないんですけど、合併は。あるいは、合併というのは一つの利益処分もあるでしょ、株式に關しての。入らないんですけど、これは。この法律を施行するためという、この法律の中の十二条に書いてあるじゃないですか。事業計画に關しては郵政大臣の認可を受けると。そんないいかげんな話で通るかな。

○政務次官(小坂憲次君) 合併は利益処分じやございませんですよね。ですから、違うというふうに申し上げた……

○小川敏夫君 そんなことない。

○政務次官(小坂憲次君) 利益処分は認可の対象でございます。でも、合併は利益処分ではないんですね。

○小川敏夫君 利益になるか不利益になるかは合併の仕方次第ですよ。だから、利益になるか不利益になるかを含めて利益処分というふうに言つたんですよ。

○小川敏夫君 それから、あなたは今、十七条がこの法律を施行するためにどういうことだからと何か理屈をこねたから、私は十二条にはつきり書いてあるでしょと言つてはいるわけですよ。すなわち、報告権があるでしょとうと言つてはいるわけです。こうですか。

私は、あらかじめ質問通告をして、このNTTの子会社の、あるいは出資している会社の合併の

るわけですよ。だけれども、先ほど、できなからその点調査していないと答えましたよね。しか

し法律があつてできるんじゃないですか。どういうことですか。できることをやらないんでしよう。一体この国会の質疑を何だと思っているんですか。

○政務次官(小坂憲次君) いわゆる報告を求める内容というのはNTT法を施行する範囲内での報告とということに限られておりますので、そういう個別のものまで対象になつてはいるというふうにた個別のものまで対象になつてはいるというふうに了解しておりますが。

○小川敏夫君 この法律を施行するために、第十二条で書いてあるわけですよ。事業計画に關しては了解しておりませんが。

○小川敏夫君 この法律を施行するために、第十二条で書いてあるわけですよ。事業計画に關してはあらかじめ郵政大臣の認可を受けると。だから、事業計画の中に入らないんですけど、合併は。あるいは、合併というのは一つの利益処分もあるでしょ、株式に關しての。入らないんですけど、これは。この法律を施行するためという、この法律の中の十二条に書いてあるじゃないですか。事業計画に關しては郵政大臣の認可を受けると。そんないいかげんな話で通るかな。

○政務次官(小坂憲次君) 利益処分じやございませんですよね。ですから、違うというふうに申し上げた……

○小川敏夫君 そんなことない。

○政務次官(小坂憲次君) 利益処分は認可の対象でございます。でも、合併は利益処分ではないんですね。

○小川敏夫君 利益になるか不利益になるかは合併の仕方次第ですよ。だから、利益になるか不利益になるかを含めて利益処分というふうに言つたんですよ。

○小川敏夫君 それから、あなたは今、十七条がこの法律を施行するためにどういうことだからと何か理屈をこねたから、私は十二条にはつきり書いてあるでしょと言つてはいるわけですよ。すなわち、報告権があるでしょとうと言つてはいるわけです。こうですか。

私は、あらかじめ質問通告をして、このNTTの子会社の、あるいは出資している会社の合併の

条件、合併比率についてあらかじめ質問通告をしておるわけです。それについて、きのうもきょうも何にも調査してこないし、答えない。その答えがない根拠について、法律上できないからだと。しかし、もしその解釈が間違っていたらいつそれを回答してくれるんですか。

○政務次官(小坂憲次君) いや、私のその解釈は現時点では間違っていないと思うんですが。いわゆる認可対象の事業計画などいうのはサービス計画と設備計画のみでございますので、そういった意味でその中に入つていないのでございますのでそれは報告を受けていないということをございますし、今聞けとおっしゃるのであれば、私どもは聞く根拠がないといけないわけですが、そこまで聞かなきやいけないという形になつて、いよいよでございます。

ですので、むしろ国会の国政調査権の方が強力な権限でありますので、直接お聞きいたい方がいいぐらいの話かもしれないが、私どもでは残念ながら回答するわけにはいかないのでございます。

○小川敏夫君 終わります。

○内藤正光君 五分という短い時間ではございませんが、一点だけ、では車両直入に情報のバリアフリー化について質問をさせていただきたいと思ひます。

情報化社会は私たちにさまざまな恩恵をもたらすだろうということが予測をされるわけなんですが、そんな中でいろいろな人がいるわけです。身障者が情報化社会の恩恵から阻害されるようなことがあつてはならない。しかし、現実を考えてみると、身障者の存在が考慮されないまま、例えばいろいろな情報機器広い意味での機器ですね、そういうものの開発が進められているというのが現状でございます。例えばコンピューターを例にすれば、手が不自由な方あるいはまた目が不自由な方、そういう身障者の方々がコンピューターを使おうとしても実際使えない。使えるようになるためには大変な負担が強いられるわけでござります。

○國務大臣(八代英太君) 内藤委員、議事録いろいろ勉強をさせていただきまして、昨年もこの問題で御提議いただいたということで大変意を強くしておられるところでござります。いろいろありがとうございます。

まさに、高齢者、障害者を含めただれもが情報通信の利便を享受できる、それが万人のための情報通信時代、IT革命と、私自身はそのような思いを持っておりまして、特に日本の技術をもつてすれば、いろんなコンピューター等々の操作も簡単に障害を持つた人にも取り入れることができるし、あるいは高齢者にもそれができるだろう。しかも、二十六文字という英語ではなくて、平仮名、片仮名、漢字と難しい日本の文化、言語ではござりますけれども、それさえ今は日本の技術でかなり使い勝手のよい形に技術開発をされております。

このことを考えますと、例えば車いす一つを取りましても、あるいは車一つをとりましても、手が使えない人が足でハンドルを操作するとか、あるいは車いすの電動車いすも両手両足がダメでもありますけれども、それさえ今は日本の技術でかなり使い勝手のよい形に技術開発をされておりますけれども、それさえ今は日本の技術でかなり使い勝手のよい形に技術開発をされております。

○内藤正光君 日本は、大臣おっしゃるよういろいろな技術を持つて、身障者のためになるような技術を持つて、問題は、それがなかなか普及していかないことなんですね。一つには大変高いコスト、高いコストといいますか、価格が高いということなんですが、なぜ高いかといいますと、はつきり言えば身障者対応のものが特注品でありますから、つまり最初からそういうことを考慮しているから、つまり最初からそういうことを考慮しているから高くなるわけなんです。

ですから、そこでもしこれを標準化してしまえば、十台目までじゃなくて例えば三台目あるいは五台目までのところをコンピューターのソフトウェアとして組み込むとか、そういうふうに標準化してしまえば、これはもうコストが格段に安くなるわけです。

リハビリテーション法は、そういう意味では連邦政府のこれは画期的なものでございますので、私たちもこのリハビリテーション法の五〇八条というものを中心に考えながら、それが言ってみればADAというものをしっかりと裏づけをして支えていく法律でもございますので、日本では障害者基本法というものを一九九三年に一応つくったんですが、これは拘束力がないんですね、これは議員立法でつくりましたので。

そういうことを考えて、例えば障害者も五百万の時代、あるいは高齢者も千八百万という六十五歳以上の皆さんその時代、ということになると、これが大変市場のコンシューマーとしては大きなお客様さんであるということをやっぱりメーカーさんにもよく知つていただいて、確かにコストはかかってしまうから売れないものは余り研究はしたくないというのがどうも市場主義の中にはあるようではございますけれども、そういう意味でのユニバーサルサービスというものの徹底はこ

らい法律的なものも何もないという状態だということで、後でまた大臣の所見もお伺いしたいんですけど、せひそういうものが必要だと。

先日、二十二日ですか、新聞報道では、NTTの社員がまた顧客情報を漏らした、それで逮捕されたと。NTTの顧客情報、電話番号と住所とい

うのはどういう価値があるのかなと。電話帳にも載っている。知られていないものもあるんでしょうが、どういう価値があつてこれは一件三千円とか五千円とかというふうになるのか。素朴な疑問ですけれども、いかがでございましょうか。

○政務次官(小坂憲次君) 大臣感につきましてはまた大臣からお願ひするとしまして、今の個別具体的な話に限定いたしますと、御指摘のように、先月二十二日に逮捕されたNTT東日本の社員が電話加入者の氏名、住所、電話番号、いわゆる一般的な顧客情報を四百件漏えいしたというふうになつておりますと、その見返りに百二十万円を受領した。

なぜこんなに価値があるんだと、こういう御質問でございますが、幾つか考えられると思うんで、一つは、どこにいるかわからない人に連絡を取りたい、おたくの持つているリストの中にこの名前がないかと聞いて、その人の電話番号を聞き出しておりますと、その見返りに百二十万円を受領した。

○弘友和夫君 おつしやるとおりなんですか。

○政務次官(小坂憲次君) おつしやるとおりなんですか。今は罪にならないんです。そしてNTT社員が例えれば顧客名簿をプリントして持ち出したとか、フロッピーに入れて会社のフロッピーを持ち出したとか、これは窃盗になりますけれども、情報そのものを「頭で漏らしても何ら罰する法制がない」ということだと思うんですけれども、それはいかがですか。

○政務次官(小坂憲次君) おつしやるとおりなんですか。今は罪にならないんです。そしてNTT社員が例えれば顧客名簿をプリントして持ち出したとか、フロッピーに入れて会社のフロッピーを持ち出したとか、これは窃盗になりますけれども、情報そのものを「頭で漏らしても何ら罰する法制がない」ということだと思います。大変、御指摘のとおりでございます。

○弘友和夫君 それでもう一つ、電話帳です。これは我が家にも来るいろいろな会館にも来ますけれども、もう東京なんてこれだけ厚いやつを持つてくるわけです。

果たして、電話ができるからずつと今までいたいということで、これを興信所とかいるなんところに頼む。そうすると、その興信所が調べる一環として、じや、私のところにNTTの社員がいたのでそこをちょっとつづいてみようといつたまでも漏えいしてしまうようなことがあつたということ、これは大変重要な、重大な問題なんです。

御指摘のように、私も大変懸念を持っておりまします。これはしつかりしないと、こんなことが起こればもう自分の住所だの何も書きたくないくなつちゃいますから、信頼関係が根本から崩れますので、こういう個人情報の保護に対する本當に日

本はまだ欧米におくれているというふうに思つております。

そういう意味で、価値がなせあるのかと言えば、たまたま電話番号を聞いたけれども住所がわからぬない、それを調べたいとか、そういう面で必要ななんだと思つております。

○弘友和夫君 電話番号を知つていて、住所とい

うのは普通でも教えてもらえるんぢやないかなと、带電話がどんどん普及していますけれども、そ

ういう民間会社は全くそういうものは対象にならぬ

賄の対象になる。ところが、ドコモとか、今携

い、そこはそういう情報を漏えいしても罪にならぬ

いう気がしますけれども、それはそれとして、

NTTの場合はみな公務員といふことで贈収

贿の対象になる。ところが、ドコモとか、今携

い、そこはそういう情報を漏えいしても罪にならぬ

いう気がしますけれども、それはそれとして、

NTTの場合はみな公務員といふことで贈収

贿の対象になる。ところが、ドコモとか、今携

い、そこはそういう情報を漏えいしても罪にならぬ

いう気がしますけれども、それはそれとして、

電話帳は、掲載の省略を希望する加入者が増加

しております。

いるのか、お金等はわかりますか、そういうもの。○政務次官(小坂憲次君) これは数字がありま

た。NTTの電話帳は、平成十年度で一億三千三百四十一万部発行されているそうです。

その発行に要した費用は千八十二億円というふうに聞いております。

電話帳は、掲載の省略を希望する加入者が増加してきており、そういう状況であるようあります。

また、電話帳情報、いわゆる顧客情報の不正な取り組んでおります個人情報保護法制、この中で

二次使用の防止については、現在政府全体としてありますのかというふうに思つております。

また、電話帳情報、いわゆる顧客情報の不正な

取り組んでおります個人情報保護法制、この中で

検討してまいりたいと考えております。

○弘友和夫君 全国で一億何千万部、一千八十二億円のお金をかけて、紙を使って、資源を使って、ほとんどがむだに、むだということじゃありません

、それは有効な手段だ、こう言われましたけれ

ども、実際携帯電話なんかは電話帳がなくてお

互い同士知り合った電話でやつてゐるわけですか

ら。今携帯電話の普及なんかすごいものですよ。

そういう意味においては、少なくとも個人の、企業なんかは宣伝したい部分があるのかもしれませんけれども、個人の電話帳は要らないんじゃないですか。

○ストーカーの問題とかいろいろあると思うんです。

そして、今言われたように一次利用、三次利用、それを編集し直して何かをやると、じや、その著作権がどうだとか、そういう話になるわけですか

れども、それも含めて個人情報保護法の制定というのが、基本的な個人情報の保護法、それから

電話に関する個別の法律、こういうのが必要じやないかと思いますけれども、大臣にお伺いします。

○國務大臣(八代英太君) 電話帳が時代の流れに沿つて必要が必要でないかというのはいろいろ議論することも必要かもしれませんけれども、しか

し、一〇四で聞きますと六十円取られちやいますから、やっぱり電話帳でしつかります名前を調べて、わからなかつたら一〇四でというのが我が家

の家庭教育でもあるんですけれども、電話帳はまた役に立つ部分もありましょし、それからまた耳の不自由な方にとって電話帳というものが欠

かざるべく大変重要なだとうふうにも思いますし、その辺は電話帳のいろいろなメリット、デメリットというもののもこれから検討することが必要だというふうに思つております。

そこで、今御質問いたしました電気通信分野における個人情報保護法制のあり方に關してなんですが、今なお、電話番号の検索手段として相当

度の有用性を有している、このように認識しております。

電話帳は、掲載の省略を希望する加入者が増加してきており、そういう状況であるようあります。

また、電話帳情報、いわゆる顧客情報の不正な取り組んでおります個人情報保護法制、この中で

検討してまいりたいと考えております。

○弘友和夫君 おつしやるとおりなんですか。

○政務次官(小坂憲次君) おつしやるとおりなんですか。今は罪にならないんです。そしてNTT社員が例えれば顧客名簿をプリントして持ち出したとか、フロッピーに入れて会社のフロッピーを持ち出したとか、これは窃盗になりますけれども、情報そのものを「頭で漏らしても何ら罰する法制がない」ということだと思います。大変、御指摘のとおりでございます。

○弘友和夫君 おつしやるとおりなんですか。今は罪にならないんです。そしてNTT社員が例えれば顧客名簿をプリントして持ち出したとか、フロッピーに入れて会社のフロッピーを持ち出したとか、これは窃盗になりますけれども、情報そのものを「頭で漏らしても何ら罰する法制がない」ということだと思います。大変、御指摘のとおりでございます。

た意義は非常に大きいわけですけれども、対象者が五百三十九万人ぐらいあるだろう、そのうち実際に利用されているのはまだ三分の一程度。

この制度のPRというのは非常に大事だということでございますけれども、郵政省も、この間の委員会におきまして、大臣は二万四千七百郵便局に手紙を出して、チラシを二種類つくって四百八十万部配布して、ラジオ、テレビでも周知徹底したと。確かに新聞にも大きく載つておりますので、その御努力は敬意を表するわけでございますけれども、先日、長崎に行きましたら、長崎では原爆被爆者手当の関係者が非常に多い、広島も多いですけれども。これは民間の銀行がやらないというふうにもうほとんど決めているわけです。それが郵便に来るんだと思いますけれども、これを快く受け入れていただきたいんですが、まだ郵便局にも周知徹底されていないところがある。聞いてみまししたら、局員さんがそんな制度があるんですねかというところがあるわけです、現実に。だから、ぜひこれは本当に徹底をしていただきたい。Z旗まで上げて徹底していただかないでもいいんですけれども、ぜひ徹底をしていただきたいと思います。その大臣の決意を——では政務次官、よろしく。

○政務次官(前田正君) 先生御指摘をいただきました郵便金の福祉定期でございますが、おかげをもつて本年二月二十九日で一応のところを終了することとなつておりますけれども、大蔵省等の御配慮によりましてさらに一年間取り扱いを延長させていただきました。

平成十二年の二月末現在では、預入件数が約百三万件、預入金額が一兆三千六百億円、こういうことでござります。

今、非常に低金利の時代でございまして、〇・一五の金利に対して四・一五というふうな数字でございますので、大変皆さん方から喜んでいただけあって、我々も大変苦しい中を積極的に今申し上げましたような方法によってPR活動をしておる、こういうことでござります。

大臣からも御答弁をいただくことにさせていただきます。

○国務大臣(八代英太君) 今、郵便局の人たちもそれには知らないんじゃないかな、こういうおしゃりをいただいたんですけれども、この辺はしっかりと私たちも教育をし、それから制度を十分理解して、そしてしっかりとお勧めするように。

四・一五というのは今の時代では夢の金利でございますから、なかなか一般の民間銀行におきましては、福祉定期は郵便局の方でやつてもらつた

しては、福祉定期は郵便局の方でやつてもらつたらしいというようなアドバイスをしているところもあるやにも聞きますし、もう次は福祉定期はやめだよ、こういうことを言われたというような、そんなお話をございます。

しかし、郵便局ではこれはしっかりと、いわば

福祉の御協力、お力添え、自立への援助、こういう思いに立ちまして、四・一五をしっかりと守り年間やる。しかも、それも局員がしっかりと説明ができるよう状況であつてはいけませんので、これからも一生懸命、郵便局職員が理解しやすいように図や表を使用するなどして工夫した指導に努めてはおりますけれども、なおマニュアルをさらにつくりまして徹底をして、そして障害者あるいは高齢者、そういう皆さんにとっての利便に供するよう努めをしていきたいと思っております。

○弘友和夫君 しっかりとお願いしたいと思います。

大蔵省の御配慮といつても、大蔵省のやつている銀行の方はやめるところがいっぱいあるわけですから、大手を振つて郵便局、郵政省は大きな顔をしてやつていただきたいと思います。

これは、先ほど定期の流出だとかいうお話がありましたが、これでしっかりと、これでは損にならぬかもしませんけれども、情けは人のためならずで、これをやつていたら必ずその部分が新しいものに拡大していくと思いますので、ひとつよろしく。

以上、終わります。

○国務大臣(八代英太君) そこで、大体予算も七

千五百万円ぐらい用意しまして、ポスター、チラシそれからテレビスポット、ラジオ、いろんなことをやつてしまりました。まだ徹底されていない

というなら、もう四月、また新たな月になりますから、そこで今度、社会福祉協議会とか老人クラブ連合会、そういうところにもポスターを

お願いして、とにかくいい政策ですからこれはもう徹底的にPRをしようということで再度点検をしましたら、そういうところがちょっと抜け落ちおりましたので、これからその方もあわせてやつていただきたいと思っております。

○弘友和夫君 よろしくお願ひします。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本です。

きょうは、NTTの接続料の問題についてお伺いをしたいと思うんです。

国民共通の財産である電気通信網を国民全體のためにどう生かしていくのか、これが何よりも問われていると思っております。ですから、アメリカの言ひなりになつて国民の利益が犠牲になるというようなことはあつてはならない、そういう立場で政府の態度の問題点もこの間指摘をしてまいりました。技術進歩の成果を国民に還元するという立場で加入基本料も通話料も値下げをするべきだと私どもは考えておりますし、また接続料の値下げにも決して反対ではございません。しかし、長期増分費用方式によつて接続料を決めるることは若干問題があるのでないかと考えております。

まずお伺いしたいんですが、接続料の算定に当たつて長期増分費用方式導入する眼目といいますか、目的は何でしょうか。

○政務次官(小坂憲次君) 御指摘のように、利用者の利便を考えなきやいけないけれども、しかしそれをどういうふうに実現していくかということでございます。

従来、東西NTTの事業者間接続料の算定に当たつては、ネットワークの構築や維持管理に実際に要した費用、これを回収するという観点から、いわゆる実際費用方式を用いてきたわけです。これに対して長期増分費用方式というのは、現時点

で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用するという前提で、実際のものではなくて、シそれからテレビスポット、ラジオ、いろんなことをやつてしまつました。まだ徹底されていない

このことは、なぜこんなことをやるかというと、この方式は現実の独占的な地域通信不ネットワークの提供における非効率性を排除して、そして競争価格の水準を示すもの、こういうふうに経済理論上の理解がされておりまして、通信市場における競争を促進していく観点から、事業者間接続料の一種の引き下げを図るために、郵政省ではこの長期増分費用方式を用いた接続料算定のあり方について電気通信審議会に諮問をいたしたわけでござります。

○宮本岳志君 この方式によつて接続料を決定する制度が導入されれば、いわゆるユニバーサルサービスの提供にはどのような影響があるかといふ点と、それからその場合、NTT等法で定めている国民生活に不可欠な電話の役務のままねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するという責務はどうになるのか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○政務次官(小坂憲次君) おつしやるよう、これは決してアメリカから言われて導入した方式ではなくて、それ以前から、対米交渉の前から電気通信審議会、言ってみれば平成八年の時点からもう研究していたものなんですね。今こういう時点へ來ているわけですが、対米交渉の中におきましても、私どもは、ユニバーサルサービスを維持する上でそれに障害にならないこと、それから東西NTTの経営に悪影響を及ぼさない、そしてまた利用者料金を値上げするようなこういった利用者の不利にならないようないこと、こういう前提でこれを導入しますよと、こういうふうにしているところでございます。

○宮本岳志君 ユニバーサルサービスの確保についてはどのようになりますでしょうか。

○政務次官(小坂憲次君) これは民間事業者でありますNTTに対する、特別法におきましてやり

なさい、こう言つてゐるわけでございますので、このレベルを激変緩和といいますか新しい計算方式を導入したことによりまして経営に大きな悪影響を及ぼしますと、このユニバーサルサービスというものが実現できなくなつてしまります。すなわち、もうかるところだけやつて、もうからないところにやらないということでは困るわけですので、それができるような経営体質というものを持していかなければいけない。

そういう観点から長期増分費用を段階的に導入していくという方針をとつておるわけでございまして、これは二月九日に審議会から答申をいたしましたところで、その方針に従つて進めてまいるわけでございます。

○宮本岳志君 とにかくNTT等法で定められているこのユニバーサルサービスの規定、この規定はあくまでユニバーサルサービスを守るという趣旨だと思いますし、その保障は政府としてはきちんと行つていくことによろしいですね。

○国務大臣(八代英太君) まさに万民のためのNT時代を迎えるということになつてきましたが、ほどから国内外の南北格差の話もありました。日本においても都会であるは山村地域との格差というようなこと、年齢の格差、いろいろな問題がありますが、とにかくNTTは日本の基幹産業でもござりますし、その責任も私はあるだろうと思います。まさにこういう責任分野においては政府はしっかりと指導をしていくことが大切だというふうに思いますし、まさにあまねく津々浦々、ユニバーサルサービスというものはNTTがインフラ整備を中心として国民の新しい時代の情報化時代に寄与してもらいたい、こういうことはしっかりと申し上げるべきだと、このように思つております。

○宮本岳志君 この問題、なぜこだわつてお伺いするかといいますと、長期増分費用方式の議論というのは、この原理というのは、原則的にユニバーサルサービスのための費用の出どころを奪うといいますか、そういう原理になつていると私たちが

考えるからであります。これは時間が限られておりますので、きょうはここで立ち入つて算定方式の議論は避けますけれども、きょうは料金の問題で幾つか質問させていただきたい。

まず、接続事業者からNTT市内通話網への接続料、これは四年からの四年間で約四割引き下げられております。これはこの間の技術革新や効率化の成果によるものか、それとも一部の接続事業者が主張しているように接続料算定対象の費用が狹められたことなのか、どちらでしようか。

○政府参考人(天野定功君) お答え申し上げます。東西NTTの地域網の接続料は、過去五年間を見ますと中継交換機の場合ですと四六%の値下げになつておりますし、また平成八年度から始められました加入者交換機接続の場合は、三年間ですが一二%ほど値下げになつています。

この値下げを分析しますと、平成七年度、八年度は接続料算定対象となる費用を見直しましてそれが二二%ほど値下げになつています。

○政府参考人(天野定功君) お答え申し上げます。この値下げを分析しますと、平成七年度、八年度は接続料算定対象となる費用を見直しましてそれが二二%ほど値下げになつています。

この値下げを分析しますと、平成七年度、八年度は接続料算定対象となる費用を見直しましてそれが二二%ほど値下げになつています。

○政府参考人(天野定功君) お答え申し上げます。この値下げを分析しますと、平成七年度、八年度は接続料算定対象となる費用を見直しましてそれが二二%ほど値下げになつています。

○政府参考人(天野定功君) お答え申し上げます。この値下げを分析しますと、平成七年度、八年度は接続料算定対象となる費用を見直しましてそれが二二%ほど値下げになつています。

九四年以降、NCCのNTT市内通話網への接続料は既に述べたように大幅に下げられてまいりました。一方で、加入者の基本料金、市内通話料金、市外通話料金、公衆電話の通話料、それから一〇四の番号案内の料金はどうなつたか、民営化当時と今の時点でどのように推移したか、御答弁いただけますか。

○政府参考人(天野定功君) 市外通話料金につきましては、電電民営化当時、最遠距離で平日昼間三分四百円でありましたが、現在は三分九十円となつており、これは競争の進展によつて料金の低廉化が図られております。

しかし他方、基本料につきましては、民営化当時、住宅用四十万加入以上の収容局の場合ですと千五百五十万円であったものが、平成七年二月には千五百五十万円へ値上げされております。

また、公衆電話の通話料につきましては、市内通話の昼間、夜間の例をとりますと、民営化当時三分十円であったものが、平成五年十月に三分二十分に値上げ、平成六年四月に三分三十円に値上げが行われております。

失礼いたしました。先ほど四十万加入以上の収容局につきまして千五百五十万円と申しましたが、千五百五十円の間違いで、訂正いたします。

それで、もう一つ番号案内の料金でござりますけれども、民営化当時これは無料であつたんですが、月一回のオペレーター扱いの昼間、夜間の例があるかといえば、やはり効率化の努力によるものだという御答弁があつたと思います。

そこで、郵政省が募集したパブリックコメント、特に接続料算定のあり方についての意見、これを見てみますと、TTネットは、接続料は高どまり、利用者料金は大幅値下げという構図は公正競争を

妨げる苦情を言つて、接続料のさらなる引き下げを求めております。郵政省が参入の促進などと

言つてゐるものでこういう意見が出てくるのは当然なことだ、自然なことだと私ども思いますけれども、しかし問題は、ここで言われているよう

に、本当に一般の多くの加入者にとって大幅値下げとなつてゐるのかどうかということでありま

す。

そこで、最近タイムプラスの全国展開あるいはインターネット向けの定額料金の値下げということも新聞各紙で報道されておりますし、大臣もそこのことに触れておられます。これらの料金サービスの対象となつてゐるのは、だれでもが使うサービスになつてゐるかといいますと、例えばインターネッターネットの定額料金というの、これはISDNという回線であります。私もISDNを引いてお

りますけれども、これは新たに手続をする必要がありますし、ISDNの回線使用料金というのもかかるわけであります。インターネットは随分利用者が広がつてゐるとはいえ、加入者の圧倒的多数という状況にはまだなつておらないというふうに思つてます。

そこで、一つお伺いしたいのですが、例えばタイムプラスあるいはインターネット向けの定額料金のサービス、これらの対象となつてゐる加入者数とそして加入者総数が大体どれぐらいの比率になつてゐるかということをおわかりでしょか。

○政府参考人(天野定功君) 現在、NTT東西では、一般加入電話回線とISDN回線に対しまして、割引料金としまして先生御指摘のタイムプラスとテレホーダイのサービスを提供いたしております。

平成十一年三月末時点での加入者回線数を申上げますと、電話加入者数は全体で五千八百四十七万加入であります。うちタイムプラスは百九十一万契約で加入率三・三%、それからISDN加入者数は全体で三百九十六万加入で、うちタ

イムプラスは三十一万契約で七・八%の加入率でございます。

また、夜の十一時から翌朝の八時までの深夜、早朝時間帯に定額制となるいわゆるテレホーダイの契約者数ですが、これも十一年三月末現在で、

電話では四十一万契約で加入率〇・七%、それからISDNでは二十二万契約で加入率五・六%となつております。それから、NTT東西では、さらに昨年十月からISDN回線に対しまして、曜日・時間帯にかかるISDN回線料金は三千円で月最大十五時間または三十七・五時間まで利用可能になる割引サービス、いわゆるI-アiplanを開始しましたが、その契約数は現在では四十万に達する勢いというふうに聞いております。

○宮本岳志君 いろいろこれから努力ということもお述べになりましたけれども、とにかく最初に紹介したタイムプラスあるいは定額制、これは三・三%とか七・八%という状況であります。ほんの一握りの人々だけがこういう新しいサービスの恩恵を受ける形にまだ現状はなつてゐるわけですね。これでは新しく参入した事業者と競合する部分にだけ対策を講じて、これまでの電話回線網の構築を支えてきた多くの一般加入者を放置しているという声が出かねないと思ふんです。

最近、郵政省が電気通信のユニバーサルサービスの維持について検討していることは評価をしております。しかし、このユニバーサルサービスの維持についても、例えば一〇番、一九番の無料サービスを維持するといつても、基本料金は上がるというようなことになれば意味がないということになつてしまります。

それで、先ほど郵政省自身も接続料が下がつてるのは効率化の成果が主だと、こうお答えになつたわけですから、接続に使われる市内回線のコストが下がつてることによってかなり競争の中使つてある市内の通話料金を下げるところもこれは可能だという理屈になつてしまります。

NTTに対して、この技術革新の成果を国民に還元するという意味で、基本料金の値下げ、多くの一般加入者のための料金値下げを求める、そういう気はございませんか。大臣いかがですか。

○国務大臣(八代英太君) 市内通話料金は昭和五十年十一月から三分十円に引き上げられて、そ

れ以前は三分が七円だったと、大分引き上げられているじゃないかと御指摘を得たわけございまして、そこで、基本料、市内通話料金を初めとして競争が十分に進展していない県内とか、そういう通信使用的料金については、一定の効率化努力を東西NTTに課すことによって料金の低廉化を促進する上限価格方式というものを設けるようにいたします。

これは、新しい規制方式でございまして、ことしの秋には導入するということになつて、これがいろんな事業者の参入によってどの料金をどう定めることになつておりますけれども、いろんな意味で引き下げが行われるだろうという見込みを私たちも予感しているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど来お話をいたしておりますが、今はもうモバイルの時代、だんだん家庭の固定電話がもう携帯電話に追い越されています。このことはあるにいたしましても、そういう一つの新しい時代の情報通信、また基本料、いろんなもののを含めたものが低廉化されていく、これがまた民営事業者によつてさらに競争が低廉化への道をつくつていくという状況を私たちもしっかりと見てまいります。

○宮本岳志君 接続料の問題が議論になつておりますけれども、國民は接続料が下がれば電話料金は下がると、つまりそれは直結しているという理解の方が多いと思うんです。ただ、もちろん競争的な分野のところはおつしやるよう競争で下がるところはそれほど下がらないという状況が出ていきますけれども、國民は接続料が下がれば電話料金は下がると、つまりそれは直結しているという理

フォローアップという意味ですね。それから、自賠責なんかも、これも民間の損害保険会社と連携をしながら、その足らざるところを郵便局が補う、非常に控え目な形でこれからいろいろ協力をさせていただきたい、こんなふうに思っているところでございます。

○渕上真雄君 控え目というのは大事なことでございまして、日本人特有の性格であろうと思いますが、しっかりとやっています。

次に、放送界の青少年対策の問題でございますけれども、Vチップの導入論は最近ちょっと下火になつたというか見送られたような形になりましたが、やはりテレビの行き過ぎた暴力とか性の描写とか、子供に与える影響というものは依然として高いわけございまして、なおこれらの問題について解消されていない。やはり子供向けの放送時間帯やお薦め番組を設置、制作するだけでは不十分ではないかと思うんです。

視聴者の親しみやすさと信頼性を獲得するためには、放送界の自主的な取り組みとあわせて、やはり国としても対策は講じなければならぬのではないかと思うんですが、余り行き過ぎますとまたそこは問題が起こるところでござりますけれども、いかがございましょうか。

○国務大臣(八代英太君) 今テレビを家庭で一日平均三時間から四時間ぐらいは見ているだろう、こんなデータもございまして、一日に殺人のシーンが何回あったかと計算した人がいまして、何年前でしたか、三十一回殺人シーンがあったというふうなことを聞くに及びましても、青少年の育成にいろんな意味でテレビの映像というものは大きな影響があるということを考えていきますと、放送は青少年の価値観や人生観の形成に大きな影響を与えるということから、一層配慮された放送が行われることを私たちは望んでおるところでございます。

そのため、郵政省といたしましては、放送事業者と共同で青少年と放送に関する専門家会合等を開催いたしまして、昨年六月に各機関における

自主的な実施方策を取りまとめたところでございました。

その取りまとめの中身をちょっと紹介しますと、まず広く国民から番組に関する意見を聴取する第三者機関である放送と青少年に関する委員会をことしの四月に新設するということにいたして

おります。それから、昨年十月からは、青少年向けの放送番組の充実をしようということで、週三時間以上は子供向けの番組を放送してください。

こういうことでござります。それから、青少年には余り激しい性表現や殺人の姿というふうなことはやっぱり控えていただけないものか、そういう設定方針、これも別に自主規制の中でやつていただることが当然なんですねけれども。

こういうことを踏まえて、メティア・リテラシーに関する調査研究会を私たちも昨年十一月からやつております。実は今、首都圏の小学生の特に三、四年生及びその保護者を対象にアンケート調査を実施などいたしております。こういうことでも、子供たちがどう今のテレビというものを見ているのか、それが自分の成長過程の中はどういうことが行われているのか。いずれにしましても、テレビは一方通行の対話でしかございませんので、その辺も踏まえるとその影響というものはかり知れないものがありますから、今後もそういううもろもろの機関を通じながら、各放送局のもちろん番組編成における倫理委員会のようなものもきつとございます。あるいはB.R.O.といふ青少年育成のために私たちも積極的に取り組んでいきたい、このように思つております。

ケースAとケースBというものを御審議いただいた審議会の決定は、ケースAがやはり一番日本のこれから的情報通信時代にもふさわしい、そういう一つの結論をいただきましたが、これは若干ますけれども、いろんなことを踏まえて、これから青少年育成のためには私たちも積極的に取り組んでいます。あるいはB.R.O.といふ青少年育成のためには私たちも積極的に取り組んでいます。

しかし、私たち再三申し上げておりますように、やっぱりユニアーサルサービス、これはまだまだNTTが中心にやつてもらわなきゃなりません。これはもう全国津々浦々に情報通信網、インフラ整備をしていくということは大切でございま

ふうに主張した、こういうふうに報道されておるわけでございますけれども、その裏づけだと、利用者が納得できるようにやはり説明をしていただきたい。先ほども、接続料が安くなれば安くなるんではないかという印象というのをお互い持つておるわけです。ですから、そういうことをひとつ明らかにまずはしていただきたい。

同時にあわせて、こういう日米間の交渉の経過や結果についてこの委員会へ報告すべきではないかと思っているんですけど、いかがございましょうか。

○国務大臣(八代英太君) 御質問をいたやすくたびに私どもはその経過は御報告しているようなつたりではおるわけござりますけれども、正直言つて今微妙な時期であるということをこれございます。

いずれにしましても、事業者間の接続、いわゆる長期増分費用方式は、日米の規制緩和委員会で既に語られ、そして今度の国会でその事業者間の接続料金は引き下げるということは既に約束済みでございますから、この法律もこの国会で御議論をいただかなければならないと、そんなふうに思つております。

ケースAとケースBというものを御審議いただいた審議会の決定は、ケースAがやはり一番日本のこれから的情報通信時代にもふさわしい、そういう一つの結論をいただきましたが、これは若干ますけれども、いろんなことを踏まえて、これかなりそのぐらいの思いで強力な意見を述べております。

しかし、私たち再三申し上げておりますように、やっぱりユニアーサルサービス、これはまだまだNTTが中心にやつてもらわなきゃなりません。これはもう全国津々浦々に情報通信網、インフラ整備をしていくということは大切でございま

からリストラ計画をしなきやならぬ、こういう新しい流れに沿つていくという自主努力をしておりまして、それでそれも評価していかなければならぬ。

そして東は何とか頑張つていても、西の方は非常に厳しい状況であるということを考えますと、東西NTTの経営ということも考えなきやな

らない。

アメリカのB案というものを受け入れれば、これは基本料がもちろんすべての国民に転嫁されるというような仕組みになっていきますから、これはとても国民のコンセンサスを得られるものではない。こんなふうな思いを持つて、大変粘り強く実は交渉を続けているような次第でござります。

そういう意味では、審議会の答申をつかり踏まえながら、これから法案をつくってこの委員会で御審議いただいて、そしてとにかく事業者間の接続料が低廉化されるということはこれはもう既定事実でござりますから、それに基づいて、国内においてもNTTがことしの五月からは昨年までの八千円から四千五百円とか、あるいはそれに八千円から二千九百円とかいろいろ国内の皆さんによつては二千九百円とかいろいろな国際化の流れでござりますから、この法律もこの国会で御議論をいただかなければならないと、そんなふうに思つております。

アメリカは不満の意を示しております。アメリカは、とにかく徹底的に引き下げる、NTTがつぶれても、つぶれてもいいとは言わないけれども、かなりそのぐらいの思いで強力な意見を述べております。

○渕上真雄君 次に、携帯電話の電磁波の人体影響についてでございますが、携帯電話の普及というのは固定電話を追い越しましてさらに増加の傾向にあるわけでございますが、それに伴いまして携帯電話のエリア拡大のために携帯電話基地の建設が非常に急ピッチで進められているわけでございますが、便利で手軽な携帯電話ではありますけれども、携帯電話から発する電磁波については余り語られておりません。

しかし、携帯電話使用者にかなり人体的な影響

が出来るのではないかというのがスウェーデンだと
かアメリカだとかでいろんな形で発表されておる
と聞いております。一方、イギリスでも、携帯電
話に不安を持っているかという世論調査の結果、
四二%の方がそういう形で持っていると。
ですから、やはり目に見えないわけでございま
すから、そこあたり、そもそも電磁波は人体に
安全なのかどうかというところが問題なわけでござ
いますから、明快な御答弁をいただきたいので
あります。ですが、電磁波というものは人体的な影響は
あるのかないのか、明確にしていただきたいと
思つて、いろいろとござります。

それから、温度上昇に限定をした効果であります
けれども、熱効果のみの立場から正式指針が策
定されましたが、熱吸収の量を示す値の全
身吸収 SAR 値は除外されておりませんけれども、
各種携帯電話の局所 SAR 値は一体どれくらいあ
るのでしょうか、明らかにしていただきたいと思
います。SAR 値の強制的基準を法制化する必要
があるのでないかと思うのであります。見解
はいかがございましょうか。

○政務次官(小坂憲次君) 大変に技術的な御質問
でありますので、私もエキスペートではないので
ございますが、私が知る限り、電波が人体に及ぼ
す影響というものは五十年以上の調査研究の蓄積が
あるわけです。今この空間には放送の電波も飛ん
でおりますし、テレビその他の電波も飛んでいます。
それからマイクロエーブも飛んでいるわけです。
ですから、携帯電話の電波だけでなくいろいろ
な電磁波が飛んでいるわけでござります。

これらを踏まえて平成九年に、一九九七年でござ
いますが、電気通信技術審議会から携帯電話端
末等に適用する電波防護のための基準値、先ほど
おつしやいました SAR 値、スペシフィック・ア
ブソープ・ション・レートと言うのだそうですが、
この吸収率の答申を受けまして、郵政省では本答
申を民間のガイドラインとして活用するよう関係
機関に要請を出しているところであります。

この基準値は、諸外国や国際的な電波防護に関

する専門機関において策定されている指針と同等
のものであります。郵政省としてもこの基準値
を満たせば安全性は確保できるものと考えている
わけであります。

また、各種携帯電話の SAR 値につきましては、
通信事業者からの報告によれば、キログラム当たり
二ワットという基準値を満足していると聞いて
おります。

この SAR 値には局所 SAR と全身平均 SAR
値というものを定めておるわけでござりますけれ
ども、この指針においては、ただいまおっしゃい
ました熱吸収の量を示します値の全身吸収値、い
わゆる全身平均 SAR と言うのをどうぞ。これ
につきましては〇・〇二ワット・パー・キログラム
という基準値が定められているようござります。

○國務大臣(八代英太君) なお、ベースメーカー
なんか入れて、二十二、三センチは離して
やれとか、そういうことはおっしゃっていますが、
しかし現状では心配ないと。

○政務次官(小坂憲次君) 若干の補足をさせて
いただきたいと思います。

結論のところをもう一つ申し上げておきたいと
思いますが、私は心配ありませんということですので、
念のため申し上げておきます。

○政務次官(小坂憲次君) 若干の補足をさせて

思います。御指摘の SAR の強制規格化、こ
れは安全を確保するために強制規格化し、こう
いう御意見もあるわけで、携帯電話から発射され
ます。ですから、携帯電話の電波だけでなくいろいろ
な電波が人体に好ましくない影響を及ぼすのでは
ないかという懸念があることを承知しております。
まいりたい、このように思つております。

○渕上貞雄君 終わります。

○戸田邦司君 きょうは予算の委嘱審査というこ
とので、統一的な測定方法の確立に関する国際的な
動向も踏まえながら、今後強制規格化を検討して
お伺いいたします。

考えてみますと、郵政省の予算案というのが出
てくるのは今回が最後になります。それで、最近

の経済状況を見てみると、IT 関係中心に相当
の活動が起つてきている、それが経済の一端を
支えているということは否めない点ではないかと
思つております。

これから経済の動向がどうなるかにつきまし
て、一つは民間の設備投資がどういう方向に動い
ていくか、この点につきましては、私は確實に民
間の設備投資が上向いてくることになると思いま
すし、もしそうならないということであるなら、
日本の製造業は恐らく再起不能になつてしまふ。
現状を見ましても、IT を中心に相当の設備投資
が始まつてきていると認識しております。

そこで、この IT の技術の問題にも関係あるわ
けですが、来年度予算から二十一世紀型の技術開
発というのが相當重要な柱としてこの予算の中に
組み込まれてきてることは御案内のとおりであ
ります。

この中に、先端技術もありますし、それから產
學官で進めていく技術開発もあります。それから
各省共同で進めていく、そういうものもすべて
含まれておりますが、いずれにしましても、我が
国の技術開発の状況を考えますと、どうもバブル
がはじけてから民間の開発に関する投資がかなり
滞つてしまつたといいますか、元気がなくなつて
しまつた。それが現在の我が国の製造業の一端を
あらわしているのではないかと思つております。

そこでお伺いしたいと思いますが、この二十一
世紀型の技術開発について、今回の予算の中で郵
政省としてはどれぐらいの額でどういうところに
力点を置いているか、お伺いしたいと思います。
○國務大臣(八代英太君) 戸田委員、与党のプロ
ジェクトチームの中でも、メンバーとして二十一世
紀型研究開発に関するいろんな御提言をいただ
いておりまして、そういう御提言を踏まえながらこ
の予算編成もされたということで、心から感謝を
いたします。

郵政省では、平成十二年度予算におきまして、
委員御指摘の二十一世紀型研究開発の趣旨に沿う
るものとして、情報通信・科学技術・環境等経済新
生特別枠として百四十六億円を盛り込んでおりま
す。次世代インターネットの研究開発あるいは電
子政府の構築、教育の情報化等のミレニアム関連
プロジェクトを中心取り組むこといたしてお
ります。これはもう各関係省庁、いろいろまたがつ
て、一つは民間の設備投資がどういう方向に動い
ていくか、この点につきましては、私は確實に民
間の設備投資が上向いてくることになると思いま
す。

また、若手研究者支援のための提案公募型研究
につきまして、十二年度予算では一億円盛り込
んで、まさに皆さんの斬新なアイデアという
ものが、科学に対する考え方が当然これは必要に
なつてくるだろうと思つております。さらに、產
學連携支援・若手研究者支援型研究開発制度の実
施とということで、科学技術庁、通産省、文部省、
こういう関係省庁と連携して取り組んでいるこ
ろでございます。

なお、郵政省全体の平成十二年度予算として、
情報通信関連の研究開発プロジェクトに対しまし
て、郵政省の本省、それから通信総合研究所及び
通信・放送機構における研究開発関連予算として
五百七十四億円というものをちょうどいいとしており
ますし、産業投資特別会計二百六十億円を合わせ
ますと八百三十四億円の研究開発関連予算とい
うことになると思つております。

そういう意味におきましても、これから產學官
を中心として、また若手の皆さんを中心として、
いろんな考え方を述べていただき、そしてさらに
またいろんな意味で各省庁との連携をとつてい
く、こういう一つの体制をつくりながら、今まで
の縦割りのいろんな弊害もありましたけれども、
この情報通信分野はまさに壁はありませんので、
綱横無尽な一つの連携をとりながら、これから
の IT 時代、二十一世紀の情報通信時代というもの
を頑張って構築していくべきものと、このように
私たちには思つておる次第でござります。

それにつけても、アメリカやヨーロッパに
かなりおくれをとつておりますので、日本の技術
力をもつてして必ず追いつけるだろう、日本の競
争力をもつてして必ず追いつくことができるだろ

う、こういう期待を持つて、しかも夢のよくなべタビットというような、今までの何万倍といふうなそういう大容量の情報インフラ等々も考えておきますと、一方では情報通信時代に、今経済が冷え込んでおりますが、ここに夢を託すようなそういう政策も一方で私たちは子供や孫の時代のためにも考えていかなければならない、こんなふうに思つておるところでございます。

○戸田邦司君　ただいま御説明いただきましたが、私は研究開発に関して空前の予算ではなかつたかと思つておりますが、絶後にならないようないふこと、これは立法府、行政府ともに協力してそういうことを考えていかなければならぬ時代になつておるのではないかと思つております。

ただいま大臣から、アメリカに比べると大分おくれてしまつたところが多いというようなお話をありました。各分野についてそういうことが言えるんではないかと思いますが、これを有機的に、また積極的に組み立てていくことになりますと、各省庁の壁を取り払つて、大臣おつしやられるとおりのことあります、これはなかなか難しい話でありまして、今度折よく省庁再編もあることですし、またこのたぐいの予算については今後内閣府が主導的な立場に立つて全体を構成していくということになるかと思います。

そういう各省庁との協力体制も含めて、その辺について大臣の御所見をお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(八代英太君)　ミレニアムプロジェクトなどが総理から出された折にも、すぐ私どもは中曾根文部大臣と話をさせていただきました。そして、やっぱり教育の情報化、これからの二十一世紀、言つてみれば子供や孫たちの時代に日本がおくれをとつてはならないという思いに立ちますと、今の教育の中で、五十万学級ございますけれども、そのすべての教室にインターネットが入つて、しかもインターネットを通じながらいろんなことの若者が新しい時代を見据えた教育がなされるようにということで、カリキュラム等々につい

ては郵政省はとても中に入ることはできませんが、しかしそういうためのインフラ整備を含め、私もまじめに質問させていただきますが、ついわゆる放送のデジタル化について質問させていただきたい。これは前からいろんな角度から私も質問させていただいたんですが、いよいよことしの暮れにサテライトが上がって実用放送に変わると。まさにそういうときに、やっぱりこれも政治主導とで決断すべきは決斷しながら、私は山梨県でござい

ますから風林火山という言葉が好きでございました。まさに速きこと風のごとく、やるときは火のごとく、そして泰然自若とした山のごとしという思いに立つてこういうものはやつていかなきやならないと。これは郵政省だけができるものじゃありません。そういう意味でも、新しい省庁再編の中で私たちは総務省の中に入つてまいりますけれども、これから地方分権ということを考えていますと、自治省と一緒になるということは非常にこの情報通信の、いわば地方自治体との電子政府等々を考えたときには大変メリットもあるだろうというふうな進歩で、どういうふうな対応をされているのか、それだけ御説明願いたいと思います。

○国務大臣(八代英太君)　放送のデジタル化、これは今NHK、民放連、それから私ども郵政省三者がこの問題につきまして一生懸命検討をしておるわけありますが、二〇〇三年には東阪名でこのデジタル化が進むように、それから二〇〇六年には全国的な規模で、それから実質本放送といいますか、デジタル化の本格時代は二〇一〇年、こういう一つの目標をつけてやつておるわけでございます。放送のデジタル化というのは、世界でももうアメリカはやつておりますし、イギリスもやつております、スウェーデンもやつております。そういう意味で、やっぱり最初のいろいろな懸念はあつたにいたしましても、このデジタル化が進むことによって、まさに音質は非常にいい音質になつていくということと、テレビが高画質になつて、今ちょっと各間に行くとテレビがぐちやぐちやと二重映しのようになります、まああい

ます。

○岩本荘太君 参議院の会の岩本荘太でございま

きのうきょうと長丁場大変御苦労さまでございますが、最後でございます。私もまじめに質問させていただきますが、ついわゆる放送のデジタル化について質問させていただきたい。これは前からいろんな角度から私も質問させていただいたんですが、いよいよことしの暮れにサテライトが上がって実用放送に変わると。まさにそういうのをデジタル化元年と言ふんだろうと思ふんですけれども、そういう具体的に現実になるという時点で、これからどういうふうに変わるのかなどいうことをもう少し私なりにイメージを描いていきたいと。単純に将来、もう今からすべてを見通せるわけではないと思いますけれども、それはその時々の変化に応じてまた対応を考えいかなければいけないんじゃないんじやないか、このように考えておるわけです。

まず、ことし、サテライトが上がるという年でございますが、そういう取り組みに対しても予算の観点からどういうふうに見ておられるのか。これは、細かい数字は結構ござりますので、どんなふうな進歩で、どういうふうな対応をされているのか、それだけ御説明願いたいと思います。

○国務大臣(八代英太君)　放送のデジタル化、これは今NHK、民放連、それから私ども郵政省三者がこの問題につきまして一生懸命検討をしておるわけありますが、二〇〇三年には東阪名でこのデジタル化が進むように、それから二〇〇六年には全国的な規模で、それから実質本放送といいますか、デジタル化の本格時代は二〇一〇年、こういう一つの目標をつけてやつておるわけでございます。放送のデジタル化というのは、世界でももうアメリカはやつておりますし、イギリスもやつております、スウェーデンもやつております。そういう意味で、やっぱり最初のいろいろな懸念はあつたにいたしましても、このデジタル化が進むことによって、まさに音質は非常にいい音質になつていくということと、テレビが高画質になつて、今ちょっと各間に行くとテレビがぐちやぐちやと二重映しのようになります、まああい

うものではなくなるだろうということで、高画質。それから、チャンネルが多くなつていくといふつのメリットがございますし、またアナウンサーの声の速さを変えるようなこともできますし、あるいはショッピングセンターのメニュー、チラシのようなものがテレビの画面で映るという、そういうマルチメディア時代を迎えるということを考えおりまして、いろんなメリットを考えますと、これからの二十一世紀はこのデジタル化を欠かすことのできないだろう、このように私たちも読んでおりまして、いろんなメリットを考えますと、これが前からいろんな角度から私も質問させていただいたんですが、いよいよことしの暮れにサテライトが上がって実用放送に変わると。まさにそういうときに、やっぱりこれも政治主導とで決断すべきは決断しながら、私は山梨県でございまして、まさに速きこと風のごとく、やるときは火のごとく、そして泰然自若とした山のごとしという思いに立つてこういうものはやつていかなきやならないと。これは郵政省だけができるものじゃありません。そういう意味でも、新しい省庁再編の中で私たちは総務省の中に入つてまいりますけれども、これから地方分権ということを考えていますと、自治省と一緒になるということは非常にこの情報通信の、いわば地方自治体との電子政府等々を考えたときには大変メリットもあるだろうというふうな進歩で、どういうふうな対応をされているのか、それだけ御説明願いたいと思います。

○国務大臣(八代英太君)　放送のデジタル化、これは今NHK、民放連、それから私ども郵政省三者がこの問題につきまして一生懸命検討をしておるわけありますが、二〇〇三年には東阪名でこのデジタル化が進むように、それから二〇〇六年には全国的な規模で、それから実質本放送といいますか、デジタル化の本格時代は二〇一〇年、こういう一つの目標をつけてやつておるわけでございます。放送のデジタル化というのは、世界でももうアメリカはやつておりますし、イギリスもやつております、スウェーデンもやつております。そういう意味で、やっぱり最初のいろいろな懸念はあつたにいたしましても、このデジタル化が進むことによって、まさに音質は非常にいい音質になつていくということと、テレビが高画質になつて、今ちょっと各間に行くとテレビがぐちやぐちやと二重映しのようになります、まああい

とを前提にしながら、国民の期待にこたえるよう一層努力をしていきたい、このように思つております。

○岩本莊太君　ただいまの御答弁、大変ありがたひんです。実は私のうよ告申し上げましたすべてについてカバーされているようでした、今は平成十二年度予算としてどういう取り組みかといふことをお聞きしたつもりでござりますが、その後に今大臣がお答えになつたようなことを逐一よつとお聞きしようかなと、こう思つた次第でございます。

それはよしとしまして、今のお話で、平成十二年度、もう怠りなく準備されているというふうに理解できると思うんですが、それはそれで結構なんですか、今もお話しになりましたようにいろんな問題を含んでいるわけです。

例えば、きのうも渕上委員が御指摘されておりましたけれども、要するに一般大衆の方がデジタル化は本当にいいのかどうか、本当にそれになついてくれるか、なじんぐくれるかということが一つあると思うんです。私自身は恐らくなつくだろうとは思いますけれども、国民の目から見ますといろんな受けとめ方があると思うんです。

今まで放送界というのを見ていますと、テレビが最初に出てきたときには、これはまさにお金を持つた人が、お金を持った商店がその機械を買つたと。そうすると、皆さん周りの人がそれを見に行つて、さすがだということで普及したんだと思うんです。だから、テレビの最初の白黒の普及というのはそういう経緯をたどっている。それと同時に、カラーについては、これもやはりどこかカラーのデモンストレーションがありまして、それを見て、やっぱりお金ができるこれを買いたいと。

そういう観点からいきますと、今度のデジタル化というのは非常に宣伝づらいんじゃないかなという感じがいたすんで。今大臣が言われたいろんなメリットがあるわけですから、それが今までのカラー化とかテレビ化と同じような宣伝

の仕方というのはなかなかしづらいような感じがするんです。その辺の御苦勞があると思います。その辺はこれからいろいろな面でいろんな検討をさせていただきたいと思うんです。

もう一つ具体的に言いますと、二〇〇〇年にBSを飛ばして、現実にデジタル放送が上から来るわけです。そうすると、全国津々浦々に行くわけです。これはNHKだけじゃなくてキー局も入っているわけです。したがつて、地方で考えましたら、NHKは当然でございますけれども、キー局の放送というのがほとんどを占めていて、地方独自の放送というのは余りなかつたわけです。それが、今度は地方であつても、アンテナと受像機さえ持つていればそれはみんな地方に来ちゃう。そ

うすると、地方局の存在意義というのはBSが飛んだだけで非常に影響を受けるんじゃないかなというような問題が一つ出てくると思うんですが、その辺についてちょっと御所見がありましたら。○國務大臣(八代英太君) 私も地方局にずっと勤めておりまして、デジタル化になって地方局はなんだん要らなくなつちゃうんじゃないかというようなことをちょっと友人から聞いたことがありますと、委員御指摘のとおり、そういうふうな危惧を抱く人もあるわけでございます。

地上放送デジタル化によっていろんなメリットがあるということは先ほど申し上げたところでござりますけれども、地上放送事業者が地域に密着した番組の充実した中身をつくっていくということは、やっぱり石川県は石川県のとても全国でござりますけれども、地方とやつて、二〇〇六年までそれぞれ都市、地方とやつて、二〇〇一年にはそれから本格になると、大臣が言つておられましたけれども、両方でいくと、結局チャンネル数がそれだけふえるというのは確かにふえるかもしれませんけれども、負担という意味ではやはりそれだけふえる。NHKの視聴料にしましてはもうでしようし、民放はお金を取らないといつても、それは間接的に返つてくる国民の負担になりますし、そういう意味ではこれからいろんな各放送局が競い合いをしていく時代でもあると思つております。

一波でカバーするそういうものと、やはり地上デジタル化された地上波における一つの放送といふものはおのずと区分していくと思いますし、

今も現実にありますけれども、今例えればキーステーションがあつて、それから民間放送が各地方に分散しておられますけれども、そういうものもやつぱり番組の質向上等々、それぞれ競い合うことによって視聴率競争も過激になつておりますし、そういうものを含めた中では、私は地方局は要らなくなるという時代にはならずに、かえつてもつと違う意味での町おこし、地方おこしという視点に立つた地方局の意義というものも大きくなっていくのではないかという考え方を持つております。

○岩本莊太君 観念的には私もそう思つていたんですけれども、現実問題を考えますと、地方に一局じゃなくて数局あるわけです。現実に、では地方制作番組はどのぐらいつくっているかというと、私も正確に計算したわけじゃないんですけども、それほどつくっていない。そうすると、一つの局がそのまま存続するということは余り考えづらい。これは、恐らく郵政省は地方局の統合を考えているんじゃないかというような危惧もあるわけでございまして、その点を質問しますとまた長くなりますが、それは私はそういう問題意識を持っていているということです。もう一つの点だけお聞きしたいんです。

例えば、地上放送とサテライトの放送にしましても、両方できるわけですね。二〇〇三年、二〇〇六年までそれぞれ都市、地方とやつて、二〇〇一年にはそれから本格になると、大臣が言つておられましたけれども、両方でいくと、結局チャンネル数がそれだけふえるというのは確かにふえるかもしれないでなかなか難しいんですね。そういう意味で特徴が出せると思いますし、また、BS放送とCSES放送という衛星放送が実際ありますけれども、負担という意味ではやはりそれだけふえる。NHKの視聴料にしましてはもうでしようし、民放はお金を取らないといつても、それは間接的に返つてくる国民の負担になりますが、BS放送については全国を一つの波で全部カバーしてしまう、こういうことになりますし、CSES放送は、今スカイパーエクTVというのがありますが、ごらんのようにたくさんの番組を専門的な分野で、教育も語学とか音楽とかいろいろ専門的な分野で切つてくるようになるんだと思うんです。それを全国で受信したい人たちが選択的に見る、こういう環境になると思います。

ジョンができたり、あるいはそれを分割してできるということは両方同じだらうと思うんです。が、その辺に対して郵政省の方ではどんなふうに考えになつていています。

○政務次官(小坂憲次君) 今の御質問にお答えする前に、先ほど委員の方から本年度の予算でどのくらいやつてあるかというお話をありました。本年度は、本格的な地上デジタルの実施に伴う準備段階として、電波の伝わり方等を調査するために十一億の予算を計上しております。これで今調査を進めているところでございます。

それから、ただいまお話をいただきましたが、大変に委員よく勉強されていまして、私どもの問題意識をもう先取りされているように思うわけでございます。

今御指摘ありましたそれぞれの役割はどうなるのかということですが、先ほど大臣の方からお話をありましたように、地上放送は地域に密着したような放送、今おつしゃつたようなローカル制作番組等、そういうものもありますし、また同時に、地上波デジタルというものは移動体向けに放送いたしますと、移動体でもはつきりくつきり見えるというようなことになりますので、そういう専門会社が出てくるということも考えられるわけです。

それから、衛星放送の場合には、車で受信しようとしますと、アンテナが追尾をしたりしなぎやならないのでなかなか難しいんですね。そういう意味で特徴が出せると思いますし、また、BS放送とCSES放送が実際ありますけれども、負担という意味ではやはりそれだけふえる。NHKの視聴料にしましてはもうでしようし、民放はお金を取らないといつても、それは間接的に返つてくる国民の負担になりますが、BS放送については全国を一つの波で全部カバーしてしまう、こういうことになりますし、CSES放送は、今スカイパーエクTVというのがありますが、ごらんのようにたくさんの番組を専門的な分野で、教育も語学とか音楽とかいろいろ専門的な分野で切つてくるようになるんだと思うんです。それを全国で受信したい人たちが選択的に見る、こういう環境になると思います。

平成十二年度の予算が昨年に引き続きまして積極予算ということに相なりまして、財政の力で景気を回復させていこうと、これを促すということを主眼として編成をしておると伺つておるわけでございます。特に、輸送交通の面では相当な配慮が加えられているというふうに拝見するわけでございますが、まだまだしかし十分とは言えないなど

五十億円を計上しておりまして、事業費ベースで約千七百億円ということになつております。

もはこの確保につきまして積極的に対応していく
たいというふうに考えております。

行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意、それからJRの同意等を確認しております

○野沢太三君 この予算は大変積極的に取り組んでいただいていることはわかるんですが、現場のニーズに比べると、もうけたが違うほど少ないわけであります。

○野沢太三君　まさにそのとおりだと思いますが、とにかく予測しがたいということが、単なる天災地変というだけではなく、経済現象につきましてもやはり私どもは残念ながらこのような大不況を

して、これがベースになつて行われるというふうに考えております。

○國務大臣(一階俊博君) ただいま詳細にわたつて鉄道局長から御答弁したところであります。が、

私どもは思うわけであります。特に、地方の期待の大きい整備新幹線の予算につきましては、平成十一年に比して平成十二年は三分の一程度しか計上されていない。これは年末と年初の比較で考えるとそういうふうに見られるのですが、せっかく立ち上がりついてきた仕事の腰折れになつたんではぐあいが悪いんじゃないかなと。そのためにも、予備費五千億というものを用意しまして、これを活用することが期待されるわけでございます。

そこで御質問ですが、新幹線にかかる平成十二年度の年初予算、それから、それを十一年と比べて、年初と年末で見たときにどのくらいの開きがあるのか、そして今後の予備費五千億の活用方策についてお伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人(安富正文君) 平成十一年度予算、それから十一年度予算のちょっと途中経過を申し述べさせていただきたいと思います。

したがいまして、今、野沢委員御指摘のように、新幹線の予算としてもつとたくさん予備費を投入することを考えてはどうかということになりますが、予備費の性格は、御承知のように予見しがたい予算の不足が見込まれる場合に使用されるものである。したがいまして、今後これが使用されるか否か、またいかなる経費に使用されるかといふことは現時点で想定することは困難であります。が、今後の経済情勢の推移等を見守つていく必要があります。があると考えております。

対応していくたいという基本的にそうした考え方を持つておりますだけに、予備費等が事实上それぞれ活用されるという状況に相なった場合に、私ども

○政府参考人(安富正文君) 昨年の年末に、自民党の政調会長の方から政府に対しまして、先生おっしゃるような形で、十二年度予算成立後、政府・与党検討委員会を立ち上げるということが言われております。現在、その立ち上げにつきましては、十二年度予算成立後に関係者と十分御相談しながら検討を開始するということとしております。また、先ほど基本条件の内容について御質問がございましたが、平成九年度に開催された政府・与党整備新幹線検討委員会において、平成八年の政府・与党の合意に基づきまして、基本条件としては収支採算性、それから受益の範囲を限度としてJRの貸付料等の負担、用地確保の見通し、並

在アメリカで実験を進めております。大臣とともにア
メリカのコロラド州ブエプロまで御一緒した思い
出がござりますが、この開発状況が一体どうなつ
ているのか。

その前になります、山形の新幹線をさらに六十キロ、
新庄まで年末に延ばしたのが好調と伺つております
すけれども、あの程度の田舎と言つては申しわけ
ないんですが、地方においても成立が見込まれる
ならば、まだまだやれるところが相当あるようによ
うに思います。

第一に、その新庄延伸の効果がどうかというこ
と、それから技術開発の進捗状況がどのようにな
なつてあるか、お伺いしたいと思います。

もはこの確保につきまして積極的に対応していく方
たいというふうに考えております。
○野沢太三君 まさにそのとおりだと思いますが、
とにかく予測しがたいことが、単なる天災
地変というだけではなく、経済現象につきまして
もやはり私どもは残念ながらこのような大不況を
事前に予測ができなかつたという中で、苦労して
金融再生あるいは健全化等のセーフティーネット
もつくつて、今日まで何とか明るみが見えるよう
に持つてきました。それでござります。
その意味からいたしましても、この予備費とい
うものが有効適切に経済再生に力あるプロジェクト
に利用されるということが極めて肝要かと思いま
す。国際ハブ空港あるいは整備新幹線等の国家
的プロジェクトを中心にこれが使えるように、ひ
とつ政府側におかれましても工夫をお願いしたい
と思うわけです。
そこで、新幹線については政府・与党の検討委
員会を立ち上げてやろうということになつております。予算決定後直ちにということになつておりますが、そういういた取り組みの御準備ができるい
るかどうか。そしてまた、基本的条件を明らかに
した上で認可するという、そういうまとめになつ
ておりますが、この基本的条件は一体どういう
ことを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと
思います。

○國務大臣(二階俊博君)　ただいま詳細にわたつて鉄道局長から御答弁したところであります。が、お尋ねの政府・与党検討委員会につきましては、この十二年度の予算成立後直ちに与党政策責任者との間で十分御協議をしながら、検討委員会のメンバー、検討課題等につきましてお打ち合わせをいたしたいというふうに考えております。

○野沢太三君　国鉄改革の直後に新幹線もやろうということで今日まで努力をしてきたわけですが、結果として山形の新幹線、秋田の新幹線、そして整備新幹線としての第一号である長野新幹線の開業結果を見ると、いずれも大変好調でありますし、特に地域経済の活性化には極めてこれが効果的である、そしてそれを運営するJRについても、上下分離という原則の中で受益の範囲の使⽤料で済むということになつて以来、いずれもこれだけはJRとして大いに推進してほしいという希望が出てきているわけでござります。

その意味でも、今後いろいろな技術開発の成果を含めて、ぜひ積極的な施策の中にこれを打ち出していくべきだといふんですが、一つおもしろい技術開発として、フリーゲートレーンというのを見

在アメリカで実験を進めております。大臣ともアメリカのコロラド州ブエプロまで御一緒した思い出がございますが、この開発状況が一体どうなつてゐるのか。

その前にまず、山形の新幹線をさらに六十キロ、新庄まで年末に延ばしたのが好調と伺つておりますけれども、あの程度の田舎と言つては申しわけないんですが、地方においても成立が見込まれるならば、まだまだやれるところが相当あるよう思います。

第一に、その新庄延伸の効果がどうかというと、それから技術開発の進捗状況がどのように

せていただきことにいたしまして、あるいは段階的な鉄道の立体化の支援ということで、従来でありますと完成形の連続立体交差事業しかできなかつたものの暫定的な連続立体交差事業もやれるようになると、このことで採択基準の緩和を考えているところでござります。

止あるいは道路交通の円滑化の観点から、幅員差のある踏切道の拡幅、歩道の整備を円滑に実施していくよう、道路管理者ともいわゆる連携しながら鉄道事業者を指導してまいりたいというふうに考えております。

○野沢太三君 できるだけ立体交差、そして統合をやるにしても、残る踏切がどうもあると、いう場合には、それはやはり構造的に安全な踏切

らの依頼または通報によりまして捜索または救助を行ふものでありますれば離発着についての事前の許可を免除する、そういうことにいたしまして、運輸省令の改正を行いました。本年の二月一日から施行になったわけでございます。

これによつて大体大筋で五割増しくらいはふえ
たかなといふに見ていらんですが、まだしか
し現場へ行つてみるとなかなか道遠しといふところがいづばいあるわけでござります。東京、名古屋、大阪とか、あるいは政令都市とかあるいは地方の県庁所在地であるとか、そういうたとこからは原則として踏切をなくす、こういう取り組みを今後はやつていかなきやいかぬぢやないか。
安土に立地を帯びてしうら非我族々、あらわる

ざいます。このため、特に踏切道の幅員が接続する道路の幅員より狭い箇所についてその解消を早急に図ることが必要だと、先生御指摘のとおり我々も認識いたしております。

このため、建設省では、従来より踏切道改良促進法により構造改良の必要な踏切を指定するとともに、道路整備五カ年計画に基づきまして重点的な踏切道の構造改良を推進してきたところでござります。

として利用するしかない。ぜひひとつ、これは打ち合わせを十分密にいたしまして、できるだけ安全な踏切というものをつくるようにお願いをいたします。

そこで、もう一つの課題として、別な角度から、交通事故に遭った方を助けるということで、救命体制について御質問をしたいと思います。

西ドイツが交通事故死を半減したという経験があり実績があるわざでござりますけれども、日本で

発着の許可というものが不要になつたわけでござります。
○野沢太三君 そこで、それじや、ドクターへり
というのは今どのくらい配備されて、実績はどう
なつか。去年からですからそれほど大きな数字に
ならないと思いますが、将来の見通しも含めてお
伺いしたいと思います。

○政府参考人(伊藤雅治君) ドクターへりにつきま
しては、平成十一年度から二年間の試行的事業

安全とくに政治家とそればかり検察官がおられるから見てこれは未来的な問題だろうと思うわけあります。やがて国土交通省にもなれば、一人の大臣がやれと言えどもうできる状況になるわけですから、大きな課題としてひとつ考えていただきたいと思います。

また、踏切道の拡幅に係る指針におきまして、幅員の狭い踏切道につきまして近接踏切道の統廃合をしない場合の当面の措置として、歩道幅の確保や二車線までの道路拡幅を行えるようにするとともに、第六次踏切事故防止総合対策において平成八年度以降の五カ年内に約一千カ所の踏切につき

として利用するしかない。ぜひひとつ、これは打ち合わせを十分密にいたしまして、できるだけ安全な踏切というものをつくるようにお願いをいたします。

そこで、もう一つの課題として、別な角度から、交通事故に遭った方を助けるということで、救命体制について御質問をしたいと思います。

西ドイツが交通事故死を半減したという経験があり実績があるわけでございますけれども、日本でもようやく昨年十月からドクター・ヘリというのを導入しまして、現場に急行して救命措置を行ない、場合によっては搬送して病院に入れる、といったことの試行を始めていただいているわけですがあります。これがいかしきなかつたのは、ヘリコプターの離着陸基準が非常にきつくてなかなか

発着の許可というものが不要になつたわけでござります。

○野沢太三君 そこで、それじや、ドクターへりといふのは今どのくらい配備されて、実績はどうなつか。去年からそれほど大きな数字にならぬと思ひますが、将来の見通しも含めて伺いたいと思ひます。

○政府参考人(伊藤雅治君) ドクターヘリにつきましては、平成十一年度から二年間の試行的事業という形で実施しております。昨年の十月より東海大学医学部の附属病院救命救急センター、これは神奈川県でございますが、もう一ヵ所、岡山县の川崎医科大学附属病院高度救命救急センターの二カ所で試行的に実施しているものでございま

実は踏切の構造問題があるのでございます。

きまして構造改良を図ることといたしております。

として利用するしかない。ぜひひとつ、これは打ち合わせを十分密にいたしまして、できるだけ安全な踏切というものをつくるようにお願いいたします。

そこで、もう一つの課題として、別な角度から、交通事故に遭った方を助けるということで、救命体制について御質問をしたいと思います。

西ドイツが交通事故死を半減したという経験があり実績があるわけでございますけれども日本でもようやく昨年十月からドクターヘリというものを導入しまして、現場に急行して救命措置を行ない、場合によっては搬送して病院に入れる、こういったことの試行を始めていただいておるわけでござります。これがしかしできなかつたのは、ヘリコプターの離発着基準が非常にきつくてなかなか具体化できなかつたんですねが、これをどのように改正したのか、運輸省からちらりとお話を聞きま

○野沢太三君 そこで、それじや、ドクターへリについての許可というものが不要になつたわけでござります。

○野沢太三君 その点は今どのくらい配備されて、実績はどうなつか。去年からそれほど大きな数字にならないと思いますが、将来の見通しも含めて伺いたいと思います。

○政府参考人(伊藤雅治君) ドクターへリについては、平成十一年度から二年間の試行的事業という形で実施しております。昨年の十月より東海大学医学部の附属病院救命救急センター、これは神奈川県でございますが、もう一ヵ所、岡山県の川崎医科大学附属病院高度救命救急センターの二ヵ所で試行的に実施しているものでございま

るんですけどとも、その原因を調べてみると、道路の幅よりも踏切の幅が非常に狭いというのが物すごくこれは数が多いんです。これについては、過日も運輸、建設両省の間でお話し合いをしてい

平成十二年度におきましても踏切道の構造改良に予算を重点的に配分いたすこととしたしております。今後とも踏切事故防止対策を積極的に進めたいと考えております。

として利用するしかない。ぜひひとつ、これは打ち合わせを十分密にいたしまして、できるだけ安全な踏切というものをつくるようにお願いをいたします。

そこで、もう一つの課題として、別な角度から、交通事故に遭った方を助けるということで、**救命体制について御質問をしたい**と思います。

西ドイツが交通事故死を半減したという経験があり実績があるわけでございますけれども、日本でもようやく昨年十月からドクターヘリというものを導入しまして、現場に急行して救命措置を行ない、場合によつては搬送して病院に入れる、こういったこととの試行を始めていただいておるわけでござります。これがしかしできなかつたのは、ヘリコプターの離発着基準が非常にきつくてなかなか具体化できなかつたんですねが、これをどのように改正したのか、運輸省からちょっとお話を聞きたいと思います。

○政府参考人(岩村敬君) 民間のヘリコプターが離発着を行う場合には、航空法に基づきまして事前の許可が必要になつてゐるわけでござります。

発着の許可というものが不要になつたわけでござります。
○野沢太三君 そこで、それじゃ、ドクターへリ
というのは今どのくらい配備されて、実績はどう
なつか。去年からそれほど大きな数字にな
らないと思いますが、将来の見通しも含めてお
伺いしたいと思います。
○政府参考人(伊藤雅治君) ドクターへリにつきま
しては、平成十一年度から二年間の試行的事業
という形で実施しております。昨年の十月より
東海大学医学部の附属病院救命救急センター、こ
れは神奈川県でございますが、もう一ヵ所、岡山
県の川崎医科大学附属病院高度救命救急センター
の二ヵ所で試行的に実施しているものでございま
す。
将来的取り扱いにつきましては、二年間の試行
的事業につきまして、その実績等を十分評価をいた
しまして、内閣官房に設置されております調査
検討委員会を各省で設置しているわけでございま
すが、ここにお詰りをして最終的な結論を出すと
いうことにならうかと思ひます。

ただいて、道路幅までは何とか広げようやといふお打ち合わせ、申し合わせはしていただきたいようなんですが、現場はさっぱり進まないんですね。これはもつとはつきり方針として打ち出し、場合によつては踏切改良法の改正もせねばいかぬかな、かようにも私は考えておるんですが、この点につきましてのお考えをひとつ聞かせていただきたい。

ざいます。このため、特に踏切道の幅員が接続する道路の幅員より狭い箇所についてその解消を早急に図ることが必要だと、先生御指摘のとおり我々も認識いたしております。

このため、建設省では、従来より踏切道改良促進法により構造改良の必要な踏切を指定するとともに、道路整備五カ年計画に基づきまして重点的な踏切道の構造改良を推進してきたところでござります。

また、踏切道の拡幅に係る指針におきまして、幅員の狭い踏切道につきまして近接踏切道の統廃合をしない場合の当面の措置として、歩道幅の確保や二車線までの道路拡幅を行えるようにするとともに、第六次踏切事故防止総合対策において平成八年度以降の五カ年内に約一千カ所の踏切につきまして構造改良を図ることとしたしております。

平成十二年度におきましても踏切道の構造改良に予算を重点的に配分いたすことといたしておりまして、今後とも踏切事故防止対策を積極的に進めたいと考えております。

○政府参考人(安富正文君) 先ほど建設省の方から踏切道の拡幅についての基本的な考え方、御説明がございました。同じでございますが、踏切道の拡幅に係る指針というのがございまして、これによつて近隣の踏切道の有無あるいは地域の実情からなかなか統廃合ができないという場合に、こゝいう指針に基づいて道路の拡幅に合わせて踏切道の拡幅を実施するというような形でやってきてお

今後ともこの指針に従いまして、踏切事故の防
ります。

一週間ほど運輸省の前庭で、きょうはホンダ、きよ
うはトヨタというぐあいにずっと並べてやつてお
りました。

私は、他の省庁のことを言う必要はないかと思
いますが、他の省庁で、例えば農水省の前でニン
ジンや大根をぶら下げて売つておるというのは聞
いたことはありませんから、運輸省はかなり積極
的に対応しているつもりでございますが、どうぞ
この点につきましても野沢委員の一層のお力添え
を改めてお願ひを申し上げておきたいと思います。

○野沢太三君 大臣の積極果敢な取り組みに敬意
を表するわけでございますが、我が党もいろいろ
な事情がござりますもので、頑張りまして合意形
成に努めるつもりでございます。

なお、もう一問、祝日連休化の効果についてお
伺いする予定でありますたが、時間がなくなりま
したので、成人の日の三連休化が大変効果があつ
たということでありますから、今後の状況を見守
りまして、さらにこれを拡大すべく運輸省として
も御努力をいただければと。我々も頑張るつもり
でございます。

以上でございます。

○國務大臣(二階俊博君) ハッピーマンデーは、
御承知のように法律を一行書いただけで、政府は
一文の費用もかけずに極めて大きな経済効果がも
たらされました。ちょうどY2K問題等で、去年
の暮れ、ことしの初め、大変観光関係等の景気が
落ち込んだときに、一月の半ばのハッピーマン
デーによってそれを解消した。二月のハッピーマ
ンデーによぎましても、これまた大変な伸びを国
内あるいは国際的にもたらしておるわけでござ
います。

したがいまして、今二週とということに法律では
なつております。カレンダーの関係でこどもは七
週になつておりますが、これはカレンダーの偶然
であります。このことを進めていくという場合に
はどうぞ今二週になつておりますことに對して、
今後四週ぐらいにできるように、これも御党にお
きましても一層のお力添えを改めてお願ひを申し

上げておきたいと思います。

○野沢太三君 終わります。

○谷林正昭君 民主党・新緑風会の谷林正昭でござ
ります。

きのうに続きまして連投でございますが、きの
うは夢を語つていただきました、テクノスースパー
ライナー。きょうはもう一遍夢を語つていただき
ます。それは、超電導磁気浮上方式鉄道とい
う、いわゆるリニアモーターカーでございます。

このリニアモーターカーの実験線が完成をいた
しまして、もう既に五百五十二キロが計測され
た。本当に実用化する
こういうようなこともお聞きいたしました。ところ
が、最近このリニアモーターカーについていろ
んな意見が出てまいりました。本当に実用化する
のではないか、余りにも高価過ぎるのではないか
とかいうような、いろいろなそういう批判めい
た話などが出てまいりました。

そこでお尋ねするわけでございますけれども、
このリニアモーターカーについての現状と実用化
の見通し並びに外国の状況がどうなつているか。
そして、日本として、運輸省として、鉄道総合研
究所との連携、今後の力こぶの入れ方、こういう
ものをぜひ少し大臣にもう一遍夢を語つていただき
たいなど、いろいろ思っています。

以上でございます。

○國務大臣(二階俊博君) ハッピーマンデーは、
の見通し並びに外国の状況がどうなつているか。
そして、日本として、運輸省として、鉄道総合研
究所との連携、今後の力こぶの入れ方、こういう
ものをぜひ少し大臣にもう一遍夢を語つていただき
たいなど、いろいろ思っています。

○國務大臣(二階俊博君) お尋ねのリニアモータ
ーカーでございますが、御承知のとおり、ドイツ
に引き続き検討する課題はあるものの、超高速大
量輸送システムとして実用化に向けた技術上のめ
どは立ったものと考えられるという評価を受けて
おりますが、私も先般、実際にこのリニアモータ
ーカーに乗ってみまして、その安定性、スピード等
につきまして関係者の摇るがない自信のほどを伺
いまして、大変感心もし、感慨も新たにしたもの
でございます。

ちょうど、今は亡くなりました、大野明運輸
大臣のころ、今から十年前にこのことが出発いた
しました。私も当時の政務次官として山梨へも何
回か足を運び、いろんな式典にも出席したことを行
っておりますが、中国等では盛んに売り込
みを今日も続けておりまして、そして、むしろ中
國側からは日本は新幹線とおっしゃるが、リニアモーターカーの方はどうなんですか、私た
ましても一層のお力添えを改めてお願ひを申し

ちの方はどうかというとリニアモーターカーの方
が中国にはふさわしいんではないかという意見
も中国の中にはあるんですけど、うことを言つてお
は、ドイツがその後も盛んにセールスを強力に展
開しておる、こういう事実があるわけであります。

や私は不思議に思つておるんですが、自分の国
ではやらないのによその国に売りに行く、こうい
うことでございます。

我が国の超電導のリニアモーターカーは、まさ
に科学技術創立国の名にふさわしい、二十一世
紀の革新的な高速交通システムでございますか
ら、このシステムを活用して、平成十一年四月の
走行試験におきました。本当に実用化する
委員からも御指摘のありました五百五十二キロ
を達成し、同年の十一月に、トンネルの中ですれ
違う相対速度千三キロの高速すれ違い走行を行
などの実用化に向けての着実な成果を上げておる
ところでございます。御承知のとおり、相対速度
千三キロというものは世界で最大のものでございま
す。最大でございますか、最高の記録であるわけで
あります。

平成十二年三月九日の実用技術評価委員会にお
きまして、平成九年から三年間の走行試験等の実
用技術評価が行われ、長期耐久性、経済性の一部
に引き続き検討する課題はあるものの、超高速大
量輸送システムとして実用化に向けた技術上のめ
どは立ったものと考えられるという評価を受けて
おりますけれども、費用対効果分析、これがやつ
ぱり必要、出すべきではないかな、そしてきつち
んな議論がされておりますけれども、私はそうい
う議論はまた後日することにいたしまして、社会
資本整備ということについては、特に交通運輸産
業にかかるものについては不可欠だというふう
に私は思います。ところが、今後の対応も含めて
ありますけれども、費用対効果分析、これがやつ
ぱり必要、出すべきではないかな、そしてきつち
んな議論がされておりますけれども、私はそうい
うふうに私は今思つております。

そこらあたりの姿勢のほどを少しお聞かせいた
だきたいと思います。

○政務次官(中馬弘毅君) 我が国は、GNP、こ
れは世界第二位の国でございますし、一人当たり
にしますと世界一の水準になりますが、ストック
の面、すなわち社会資本は、谷林委員御指摘のと
おり欧米先進国に比べて整備がおくれております。
今例として挙げられました新幹線でございます
けれども、これも昭和三十九年に東海道で開通し
て以来、三十六年経過いたしております。あのと
きに、列島改造論ではございませんが、目標とし
まして北海道の旭川から鹿児島まで日本列島の背
骨を通すという計画でございましたが、国民の要

うふうなところまで来ておるわけであります
が、今後残された技術的な課題を着実に解決していく
ことが重要でありますので、十二年度以降もおお
むね五年間ぐらの歳月をかけて、山梨実験線の
先行区間十八・四キロにおきまして走行試験を繼
続していくところであります。

これらリニアの技術開発については、JR東海
が、私はこの関係者の今までの御協力に対しま
して改めて感謝を申し上げるとともに、国として
も実用化に向けてこれらの関係機関と連携をとり
ながら今後積極的にこれを実用化するために努力
を続けてまいりたいと考えております。

○谷林正昭君 ありがとうございます。

統いて、公共事業について少し、中身の議論で
はなくて、不要不急の公共事業の是非だとかいろ
んな議論がされておりますけれども、私はそうい
う議論はまた後日することにいたしまして、社会
資本整備ということについては、特に交通運輸産
業にかかるものについては不可欠だというふう
に私は思います。ところが、今後の対応も含めて
ありますけれども、費用対効果分析、これがやつ
ぱり必要、出すべきではないかな、そしてきつち
んな議論がされておりますけれども、私はそうい
うふうに私は今思つております。

そこらあたりの姿勢のほどを少しお聞かせいた
だきたいと思います。

○政務次官(中馬弘毅君) 我が国は、GNP、こ
れは世界第二位の国でございますし、一人当たり
にしますと世界一の水準になりますが、ストック
の面、すなわち社会資本は、谷林委員御指摘のと
おり欧米先進国に比べて整備がおくれております。
今例として挙げられました新幹線でござります
けれども、これも昭和三十九年に東海道で開通し
て以来、三十六年経過いたしております。あのと
きに、列島改造論ではございませんが、目標とし
まして北海道の旭川から鹿児島まで日本列島の背
骨を通すという計画でございましたが、国民の要

望が強いにもかかわらずまだ実現はいたしておりません。先生の御地元の北陸もそうでございます。また、拠点空港でも、御承知のとおり成田も開空も滑走路は一本だけであります。日本がODAで援助している国の方がよほどすばらしい空港ができます。

国際港湾にしましても、コンテナ船大型化への対応がおくれておりまして、水深十五メートーのバース、これは東京一本、名古屋二本、神戸は四本あります。が、これだけです。これもシンガポールとか香港とか高雄とか釜山の方が進んでいますと言われております。

そこで、運輸省におきましては、所管するすべての公共事業につきまして、平成十一年度から、新規採択事業及び再評価対象事業に対しまして費用対効果の分析を基本とする事業評価を実施しているところであります。それぞれの事業につきまして、時間短縮の効果、費用節減など利用者の便益はどれだけか、あるいは使用料、賃与料等が幾ら稼げるかといった供給者の便益、それからそれを実施することによって地域の活性化あるいは経済活動による所得増などの効果、それからまた、環境改善の効果、こういったものを金額に直しての便益の合計と、それから建設費用、維持管理費用、こういったものの費用の合計、これを相互比較する形で評価指標といたしております。当然のことながら、評価の結果につきましてはすべての国民の前に明らかにしているところであります。運輸省としましては、今後とも、事業実施の説明責任を果たしつつ、効率性、透明性の向上を図りまして、国民各層の理解と協力を得まして、公明インフラの整備を図っていく所存であります。

○谷林正昭君 ゼビ情報公開の徹底、これはお願ひたいなどというふうに思います。

それから、あわせて、ちょっと今お聞きしてお
りまして、飛行場、空港の整備、全国地方空港も
含めましてやられておりますが、ちょっとと心配で
なつたのは、飛行機といふのはいつまで飛べるの
かな、燃料がなくなつたら飛べないんではないか
な、こういうふうに実は変な話ですけれども思
います。車は新しいエネルギーを考えている、ある
いは船は原子力、いろんなことも考えられてお
られますけれども、飛行機の代替エネルギーとい
うのはどうもまだ考えられないんじゃないかな
というふうに思いまして、多額の金額を空港に投
資した、三十年後五十年後に飛行機が飛ばなくな
つた。そうなれば、もうほかのことも全部だめ
になるんですねけれども、そういうふうな、これは
答弁要りませんので、検討課題ではないかなとい
うふうに提起をさせていただきます。

それで、私の一番得意な分野であります、ある
いは勉強させていただいております安全について
少しお話をさせていただきます。

まず、昨年末に法律が通りました独立行政法人
に来年の一月六日からなります交通安全公害研究
所、これが交通安全環境研究所と名前を変えて独立
行政法人化されます。この法律の審議のときに
中馬政務次官と私、相当議論をいたしました。

私の考えは、この研究所は、国民に信頼されて
いる研究所でありますから、そしてまた法律の基
準を満たすか満たさないかということを真剣に研
究しているところでありますから、独立行政法人
の精神からいくとふさわしくない人ではないか
と。あるいはコストだけに、あるいは採算性だけに
に追われながら、そこに働く人たちが誤解や錯覚
を起こしたら大変になってしまふ。したがつて、
これは独立行政法人化するべきでない、こう主張
させていただきました。

しかしながら、閣議決定等々もございまして、
最終的にはこれは独立行政法人化になるわけでござ
いますけれども、私が今これから申し上げたい
ことは、ぜひこの研究所を、公害研究所から環境
研究所と名前も変わる、そして国土交通省といふ

そういう省の中、採算性やあるいはコストだけを目指したような考え方でこの研究所を運営するべきではない。私はもつともっと、名前が変わる、あるいは独立行政法人化される、この機をとらえて研究所を充実して、そしてより国民が信頼できる研究所にするべきではないか。

とりわけ環境問題に關しては、當時といいますか、ここ十年ほど前とは大幅に環境問題の基準だとか目指す方向性が変わってきております。したがって、ここで業務の範囲も定められておりますけれども、その業務の範囲の中でぜひ、ディーゼル微粒子の測定の方法だとか、あるいはそれをとめる方法だとか、NO₂をとめる方法だとかCO₂の関係、いろんな研究がもつともつと不足をしているというふうに思いますし、一方では車の安全保安基準というものが策定をされております。新車が出るたびに、あるいは新しい設備のものが出来たびにそこでテストをされて、これを市場に出してもいいかどうかということも検査をされるというふうに聞いております。したがいまして、それは一度市場に出てしまえば、まさに鉄板の上に人間が乗つて走るわけでありますから、万が一の場合のそういう保安基準というものをしっかりとそこで守つていただく。

そういうふうなことも含めまして、私が申し上げたいのは、ぜひこの独立行政法人化に伴い、コストだけを求めるのではなくて、あるいは採算性だけを求めるのではなくて、これを機会により多くの研究をそこにお願いをする、スタッフも場合によつてはふやす、そういうふうな方向でいきたいと思いますが、それは何よりもポイントを握っているのは所管大臣である。

そこで、三年から五年の中期計画を立てるといふことになります。その中期計画を立てるときに、ぜひ今私が申し上げたような内容を取り入れていただいて、実りのある、そして充実した研究所にしていただきたいというふうに思います。

御所見があればお聞かせいただきたいと思いま

○国務大臣(二階俊博君) ただいま谷林委員から、交通安全公害研究所につきまして大変力強い激励をちょうだいいたしまして、感謝を申し上げたいと思います。

交通安全公害研究所においては、自動車、鉄道、航空の安全の確保や環境の保全を図ることを目的としまして、安全環境基準の策定に必要な研究等を実施しているところであります。

例えば、現下の行政課題でありますディーゼル車の排ガス対策等につきまして、私は直ちに環境庁とともに検討をしようということを申し入れまして、目下技術的検証を行つておるところであります。ですが、これは交通安全公害研究所の能力も活用して行うということを念頭に入れておるものでございます。

御質問にもございましたように、まさに国民の健康を守る、あるいは環境を守るということは、ひとり裁判の結果にまつだけではなくて、私はより積極的に対応していくべきだというふうに考え、直ちに環境庁と相協力してこれらの問題に対応して、技術的な問題については運輸省の責任でもござりますので、運輸省として積極的に対応するところはできない、したがつて関係者連携して前向きに対処願いたいということで御協力を呼びかけておるところでございますが、交通安全公害研究所におきましてこうした問題についても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

国としては、研究所の独立行政法人化後も、これらとの社会的なニーズに対応した独立行政法人の中期目標の設定を行い、国が必要とする試験研究業務の確実な実施を図ることとしたと考えております。一方、独立行政法人の自律性及び自発性を尊重して業務の質の向上を図ることにより、自動車の安全、環境に関する研究等の一層の充実強化にお役に立てるようにしてまいりたいと考えております。

だいて、国土交通省、もう時間がないんですね、もう八ヵ月ぐらいしかありませんから、中期目標策定のときにぜひそういう前向きな計画を策定していただきたいというふうにお願いいたします。

次に、若干具体的な中身になりまして、細かい話になるかもわかりませんけれども、日夜運行しているということにかんがみますと非常に重要な問題でございますので触れさせていただきます。

一つは、新幹線や飛行機に対抗して、今高速道路を利用した長距離夜間高速バスというのが盛んにお客さんの心をとらえて、安く早く着くというようなことで非常に多くの利用者が出てきています。問題は、この運転手さんの、あるいは運行するそれに対する基準、規則、これが余りない。強いて言うなら、いわゆる二七通達だけでその運行が管理をされている。あとは、業者のといいますか各社の自主運行のような、自ら管理のようなもので今行われているのが実態ではないかなとうふうに私は思っております。

そこで申し上げたいのは、やはりこれは万が一の場合でしたら大変なことになります。トラックでしたら、運転手が眠くなつたらとまつて寝ればいいんです。あるいは、何があつたら横へよければいいんです。ところが、この高速バスというのはそんなわけには私は運転手の責任上いかないというふうに思います。

したがいまして、ぜひ、長距離夜行バスに限つてと言つてもいいと思います、新しいそういう基準や規則を運輸省として研究に入るべきではないか、早急に検討に入つて新しい基準、規則をつくるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政務次官(鈴木政二君) 谷林委員御指摘のとおり、大変高速バスの夜間便というのは人気がござります。

今お話をとおりでありますけれども、先ほど野沢委員からもお話をありましたように、自動車事務がまだ九千名以上もあるということです、当然な

がら、これは高速道路を通りますバスでありますから、長時間にかけてのバスでありますから、一つ間違えると、今のバスはほとんどの車両が二十名から三十名の定員でございまして、高速道路で走らかなり高速の運転をしております。今八十キロですか。そういう面では一大惨事になることがあります。

そういう面で、高速バスの夜行便については、私どもの調査によりますと、平成十一年の四月一日でありますけれども、今委員が御指摘の距離とはいうのは、大体運輸省では三百キロメートル以上を長距離バスといつておりまして、百五十七系統夜行便といつておりまして、その中で、今ございます。運行しております。そこでも、今お話しのとおり、運行便といつてお話がありましたが、現在百四十四系統運行しております。

そこで、今一番長いのが、御存じかもわかりませんけれども、東京の新宿の西口から福岡のバスセンターまでの、距離が一千百四十六キロ、時間で、これも人気のある路線でありますけれども、これが一番長い便であります。委員や鹿熊先生のふるさとであります富山も池袋から出ているのは御存じのとおりであります。そういう面ではこうしたたくさんの方々が運行しております。

○谷林正昭君 運輸省は、こうした高速バスや長距離バスのバス事業に、今御指摘のとおり、過労の防止に大変配慮しながら勤務時間と乗務時間をきちっと定めておりますし、そして今お話しのように、休憩をする施設、例えば阪東京から私のふるさと名古屋といいますと、JRのバスというのは三ヶ日で、夜行つて夜間にそこで乗りかえて、その乗務員が一たんおりてまた違う乗務員がそこで待つていて名古屋へ行くとか、そういう形の便も今とつていいような、休憩施設や仮眠所の整備もきちっと今指導しておりますし、疲労等で安全な運転ができる乗務員を絶対に乗せてはいけないという措置を細部にわたりまして義務づけさせていただいて

おります。そして、監査もきちっとやらせていただいているところでございます。

さらに、長距離運転を夜間行う場合に、必要に応じて、今言いました交代の運転手等の配置をつけるようにならなければなりません。

御指摘のとおり、大変おっしゃるとおりだと思っております。労働省にも労働時間の問題があるわけでありますから、労働省による労働時間に関する規制をきちっとし、また私ども運輸省による運行管理に関する規制を徹底しまして、高速バスの夜行便の安全確保を図る観点から、なお一層、今お話しのありましたように必要な措置を講じて万全を期したいと思っております。

○谷林正昭君 ありがとうございます。
ぜひ安全の先取りという観点で御検討いただきたいというふうに思います。

次に、海上コンテナの陸上輸送について若干お尋ねをいたします。

本来、海上コンテナというのは岸壁でバンニングをして、そして船に積み込む。また逆に、輸入貨物は岸壁で開こんしてトラックで運ぶ。開こん後は中身だけを運ぶ。これが本来の輸入輸出の姿でありますけれども、最近は、インランドデポなどがあるのは保税上屋といって、陸地にもそういった施設があります。したがって、海上コンテナ四十フィートの非常に長い大きなものが一般道路、走れる道路と走れない道路、これがあるということはわかっておりますけれども、そういうところに入つてくる。

そういうたどきに、非常に交通渋滞や危険性といふものがあるのではないかというふうに私は思つておりますし、それに対応する法律あるいは規則、基準、こういうものが若干不備ではないかというふうに私は今思つております。

そこでお尋ねするのは、まず、海上コンテナの陸上輸送安全確保に関する調査研究委員会、こういうものが運輸省でつくられたというふうに思つておりますけれども、いつくられて、どういう内容のものを研究されているのか、お聞かせいた

だきたいと思います。

○政務次官(鈴木政二君) お尋ねの正式な名前は、国際海上コンテナの陸上輸送安全確保に関する調査研究という名称でありますけれども、内容につきましては、今委員御指摘のように国際的にいろいろな問題も残つておりますから、特にまず一つとしましては、例えば具体的にちょっとお話をさせたいとおもいますから、陸上に今言いました四十フィートや二十フィートのコンテナが着きます。そ

しますと、運転手さんは今の状況の中では中身が意外と知られていない部分もあって、そういうものもやっぱりきちっとしていくべきじゃないかとか、それから、今お話しのとおり、背の高いコンテナ、これについては、今言いましたようにへたがたがるものも省令もあるわけでありますので、この統合性もやっぱり見なきやならぬだろう。

そして、御存じのようコンテナはアメリカから出てきた一つの輸送の大変すばらしいキャリアでありますけれども、これは先進のアメリカなりヨーロッパなりそういうところをちょっとと研究しようじゃないかと、こういうようなところを総合的に今研究しているところであります。

去年の十月からこの会議を開かせていただきました。ただ、今お話ししたしましたように、ことしの春に一応のまとめをしておこうと思つておるわけですから、やはり会議をしますとたくさんの調査項目が出てまいりまして、こどしの夏ぐらいにはまとめていきたい。各関係や学識経験者、またこうした港湾に関する会議で、また陸送に關係するいろんな組合の皆さんともいろいろお話を聞いていきたいなと思っております。

○谷林正昭君 ありがとうございます。

そのときにお願いしておきたいのは、海上コンテナを運転する人、こういう人たちの意見も十分に聞いていただきたいなというふうに思います。

次に触れさせていただきたいのは、これも昨年の春に法案成立いたしました労働者派遣法がございます、労働省管轄でございますけれども。労働者派遣法が成立をして、未だティプリスト化といふことで、除外するものは決められたものしかしないということになりましたして、トラック、バス、タクシー、こういうところへも派遣労働者が入つてもいい、そこで仕事をしてもいい、実はこういう条件さえ満たせばというものがつきますけれども、ことになりました。

この法案審議のときに、私はそういう人たちがそういう職場に入つてくることは非常に心配だ、やはりそういう産業で働く人たちはそういう産業で働く心構えを持つて、そして家族、会社、そして自分といいますか、運転手というそういう相関関係をしっかりと持つて、そしてその職業に携わっているというのが私の考え方であります。家族も大切にし、会社も大切にし、そして自分が運転手の心意気であり、運転手の心構えだというふうは思つております。

ところが、そういう職場に対してどこから派遣されてきた人がその職場で運転手をする、タクシー運転手をやる、これは非常に心配だ。しかし、これは法律で決まりましたから、問題はそういう人を受け入れるときの今度は業者の姿勢だというふうに私は思います。業者の姿勢、会社の姿勢ということになれば、それは当然運輸省管轄の業者、会社ということになるわけでございます。

まずお尋ねしたいのは、十一月一日に施行になりましたのでまだ三ヵ月半しかたっておりませんが、実態はどういうような実態になつてゐるのか、把握されているのかどうか、まずはお聞きしたいと思います。

○政府参考人(綱野克彦君) お答え申し上げます。

昨年十二月に改正法が施行されましたけれども、バス、タクシー、トラック事業において派遣がどのような状況になつておりますか正確な数字を私たちが把握するところまで至つております。

が、概括的に申し上げますと、労働者派遣が広がりを見せてるという状況はないというふうに思います。労働省管轄でございますけれども。労働者派遣法が成立をして、未だティプリスト化といふことで、除外するものは決められたものしかしないということになりましたして、トラック、バス、タクシー、こういうところへも派遣労働者が入つてもいい、そこで仕事をしてもいい、実はこういう条件さえ満たせばというものがつきますけれども、ことになりました。

しかし、今後のことを思ひますと、先ほども言いましたように安全の先取りということになりました。

○谷林正昭君 今のところは広まっていないといふふうに今御答弁いただきました。

しかし、今後のことを思ひますと、先ほども言いましたように安全の先取りということになりました。これは運輸省の方から関係課長の通達を各業者に対して出されているというふうに思ひます。それは法律をしっかりと守りなさいということ

が基本になつてゐるというふうに思います。そう

いうことも含めまして、労働者派遣法に基づく派

遣労働者がタクシーの運転手をしたりトラックの

運転手をしたりバスの運転手をする、そのときに

当たつては法律の遵守並びに人命と財産をきっちり守れるような指導方針をぜひこの後も出し続け

ていただきたい、あるいはその監査をしっかりと

やつていただきたいというふうに思ひますので、大臣、御所見があればお聞かせいただきたいと思

います。

○國務大臣(二階俊博君) ただいま、労働者派遣

法の改正が施行されて三ヵ月を経過したといふことで、現状はどうなつてあるかということでござ

いましたが、今自動車交通局長が御答弁を申し上

げたとおりであります、バス、タクシー及びト

ラック事業において輸送の安全を確保するために

は、雇用関係のいかんにかかわらず、事業者によ

る運転者への適切な指導監督が行われることが不

可欠でありますか、今後とも今委員御指摘の点も十分念頭に入れて十分な安全対策を講じてまいる

決意でござります。

○谷林正昭君 どうもありがとうございました。

一番心配な部分が労働分野の規制緩和といふこ

とでなりました。規制緩和になつて競争が激しくなる、競争が激しくなれば安全が犠牲になるといふことのないよう、ぜひ徹底をお願いしたいな

うふうに思ひます。

この運輸安全行動計画、さのうも言いましたが、私たちが把握するところまで至つております。

○政府参考人(綱野克彦君) お答え申し上げます。

昨年十二月に改正法が施行されましたけれども、バス、タクシー、トラック事業において派遣

がどのような状況になつておりますか正確な数字を私たちが把握するところまで至つております。

全というものがこれからも大事かというようなどろに、現状認識として「安全意識の低下・欠如」、こういう現状認識を示されております。そういうことに基づいて徹底的な現地調査やあるいは終点検を行われ、そして大臣の気持ちをこの計

画に組み込まれたというふうに思ひます。

私は、この計画はぜひこれを関係各位の皆さんに徹底的に徹底をしていただいて、安全の一一番の弱点は、その気にならなかつたらどんな立派な計

画をつくつたり、あるいはどんな立派な方針を出しても、強いリーダーシップとそれに伴う、絶えず現場への喚起、気持ちの喚起、安全意識への喚起、こういうものが必要だというふうに私は思ひます。

それは法律をしっかりと守りなさいということ

が基本になつてゐるというふうに思ひます。そ

ういうことも含めまして、労働者派遣法に基づく派

遣労働者がタクシーの運転手をしたりトラックの

運転手をしたりバスの運転手をする、そのときに

当たつては法律の遵守並びに人命と財産をきっちり

守れるような指導方針をぜひこの後も出し続け

ていただきたい、あるいはその監査をしっかりと

やつていただきたいというふうに思ひますので、大臣、御所見があればお聞かせいただきたいと思

います。

○國務大臣(二階俊博君) ただいま、労働者派遣

法の改正が施行されて三ヵ月を経過したといふことで、現状はどうなつてあるかということでござ

いましたが、今自動車交通局長が御答弁を申し上

げたとおりであります、バス、タクシー及びト

ラック事業において輸送の安全を確保するために

は、雇用関係のいかんにかかわらず、事業者によ

る運転者への適切な指導監督が行われることが不

可欠でありますか、今後とも今委員御指摘の点も十分念頭に入れて十分な安全対策を講じてまいる

決意でござります。

○谷林正昭君 どうもありがとうございました。

一番心配な部分が労働分野の規制緩和といふこ

とでなりました。規制緩和になつて競争が激しくなる、競争が激しくなれば安全が犠牲になるといふことのないよう、ぜひ徹底をお願いしたいな

うふうに思ひます。

して事務次官、官房長、これらの方々と、大変寒いさなかでございましたが、私は内心は申しわけないなという気持ちもありましたが、一番寒い北海道の零下四度という札文浜のトンネルへ出かけました。

そして、関係者をみんな総動員して、安全の問題に對していかほどの決意を今の運輸省の幹部は持つておるかということを周知徹底しておるところでございますが、本当にそれにもかかわらずと言ひたいところであります。起こつた問題に對しては適切に対応するとともに、今、谷林委員から御指摘のありましたような点を重々、我々よく心にしみる思いで聞いておりました。これからもその姿勢で対応していきたいということをお誓いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○谷林正昭君 ありがとうございます。

○森本晃司君 公明党の森本晃司でございます。

大臣、私がきょうこれから申し上げることは、一人のモータースポーツファンとして、モーター

スポーツを愛するがゆえに申し上げますことは、

いため、傾聴をいたしております。

私は、就任以来、安全の問題が何よりも大事だ

うでありますけれども、大臣の御所見ございまし

たらよろしくお願いいたします。

○國務大臣(二階俊博君) 谷林委員みずから御

経験に照らし、安全問題について貴重な御提言を

いため、傾聴をいたしております。

私は、就任以来、安全の問題が何よりも大事だ

うでありますけれども、大臣の御所見ございまし

たらよろしくお願いいたします。

人間とマシンがまさに一体となつて限界に挑戦

していく、レーサーとそしてそのチームの一人一

人が一体となつてレースを勝利に向かつて挑戦し

ていく、このスポーツを私はすばらしいスポーツ

だと思います。日本が世界屈指の自動車国になりました。それとともにモータースポーツもまた盛んになってまいりました。百年ほどの歴史を誇るモータースポーツでございますが、殊に一九六〇年代から日本の中で盛んになってまいりました。それが安全部門を発して、だんだんそれが下へと伝わっていくわけですが、私はそんなやり方はだめだと。トップが安全について第一線に出るということ、先般も、安全問題に對して総点検を行つた後は、私を初め両政務次官、そ

富士グラチャンを見に行つたこともございます。

ファンの一人として、私は富士スピードウェイ、ピットの中に入れていただいて、レーサーと

一緒にあのスタート前の緊張感も私は肌身で感じてまいりました。

大臣、このモータースポーツ、今日日本の中でどうのようにあるべきだとお考えでございましょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(二階俊博君) かねてより大変御指導いただいております森本委員からの質問でございますが、モータースポーツに特に御関心の深い委員の御提言、これから指導、御意見があろうと思います。私はまたそれらのことを参考にしながら今後の行政に取り組んでいただきたいという気持であります。この場に臨んでおります。

モータースポーツの発展は自動車社会の健全な発展に資するものだという観点から、その健全な発展は日本の車社会全体、今後のために極めて望ましいものだというふうに期待を込めておるわけであります。

御承知と存りますが、彼は、自動車を安全に走行するためのユーザーによる点検整備を促進することを目的とした運輸省主催の自動車点検整備推進運動などに、それこそ寒いなかでもござりますが、ボランティアとして積極的に毎年御参加をいたしております。

なあ、最近でございますが、ドリフトグループというふうな、いわゆる幅員の広い道路において急旋回等の自動車の運転技術を競い合うグループでございますが、各地でこういうことが大変青年男女の間で盛んになつてきております。これは暴走族では決してないわけであります。しかし、このまま放置しておきますと、そういう方向へ流れいく可能性はないとは言えない。したがいまして、秩序正しく安全にモータースポーツを楽しむことができるよう環境をどうすればつくついくことができるかということだと思います。

例えば、このような問題に対応して、先ほどの富士スピードウェイのお話もございましたが、やつておる人、走つておる人たちはそれはすばらしい環境でありますが、その周辺の受けの駆けと

いうものに対しましても、これまた大きな問題が

あります。したがいまして、こうしたドリフト族は、せつかく見つけたところで一回大会をやりますと、その次の大会のときには町にも県にも絶対

反対だということを申し入れてくる周辺の住人の方々がいらっしゃいますから、一回でおしまいになつて、また次へそういう場所を求めて、流浪の旅ではありませんが、そういう状況にある。

そんなことも踏まえて、これからますます盛んになってまいりますモータースポーツに対して行政としてどうかわり合いを持っていか、これらから真剣に考えていかなくてはならない。それらのことを通じて、交通安全の知識の普及というふうな面につきましても焦点を当てながら対応していくことも大事でありますし、モータースポーツの本来のスポーツとしての意義もこれまた伸ばしていくような方向で対応していくことが必要だといふふうに考えてござります。

○森本晃司君 国民的人気のモータースポーツは、同時に危険と隣り合わせでもあります。スリリングでエキサイティングであればあるほど、同時にそういう問題も起きてくるわけでございますが、そういうJAFさんにお見えいただいて、急な連絡を割いていたいたことを感謝申し上げます。

日本の大公認レースはJAFさんがいろいろと公認もされている。だけども、これは事故が起きる。これは運輸省が監視しているわけでござりますが、簡単に事故報告はあります。そして、事故報告があつた場合に、その事故を見て運輸省はどういう指導なりあるいはコメントを發しておられるのかお伺いしたいと思います。

○政府参考人(繩野亮彦君) 運輸省は警察署とともに公益法人でござりますJAFを担当しており

ので、警察署とともに公益法人としての監督をする立場にある私どもとしまして、レースにおいて

事故が発生しました場合には報告を受けるとともに、再発防止策につきましてJAFに報告を求める等の措置を講じているところでござります。

私どもとしましては、死亡事故が発生しました場合には、少なくともその都度JAFから当該事故について報告を受けて説明を聞いておるところでござります。

○森本晃司君 一九九八年五月三日、富士インタークショナルスピードウェイにおいて開催された全日本GT選手権シリーズ第二戦で大変な事故が発生いたしました。大臣のお手元に、私が今ここに持つておる雑誌と同じものをコピーしてお渡しをさせていただきました。その前の年の七月十日に死亡事故が発生しております。

この一九九八年五月三日の事故は、今訴されておりましたので、きょうJAFさんがお見えいただいて、私がいろいろと具体的に伺いましても、恐らく裁判中のことでござりますので、どうお答えしか出でこないとと思う。だけども、あえて私がここで取り上げさせていただいたのは、この事故で一人のレーサーが死のぶちから九死に一生を得て生き返ってきた。私はそのレーサーと親しい間柄でありましたから、この間の彼の闘いを私は見ておる。スポーツを愛し、モータースポーツを一番愛していた人なんです。今そのモータースポーツのゆえに提訴しなければならないという彼の心境、それを考えると、私は同時にたまらなくなり、一生懸命応援してあげなければならぬ、そう思つておるところでござります。

この事故は、レースが始まる前の一周、二周とタイヤを温めたりするその中で起きたことでござります。太田選手、有名なル・マンにも四度も出た極めてすばらしい選手ですし、彼はモータースポーツを愛するがゆえに、絶えず雑誌にもすばらしい文章でファンをつくるために寄稿したりしてきましたわけでござります。

○参考人(田村勝敏君) 伺つております。

○森本晃司君 太田選手にも砂子選手にも聞いて

ラップのときに起きた事故でござります。

調査報告書、私の手元にござります。これは、本當はJAFさんからこの報告書をいただいたわけでござりますから、時間も余りございません。この報告書をJAFさんがおつくりになりましたね、調査報告書。

お尋ねしますが、この調査報告書で、そのときの事故に遭つた、レースで事故を起こした太田選手ともう一人砂子選手がいらっしゃいますが、この二人に事情を聞いた上で書きになつた報告書ですか、お答えいただきたいと思います。

○参考人(田村勝敏君) 田村でござります。

それではお答え申し上げます。

先ほど御説明ありましたように、重要な事故がありました後にはJAFにおきましてレース安全対策検討会というものをつくつておりまして、このメンバーにはモータースポーツの有識者がなつております。

○参考人(田村勝敏君) 田村でございます。

御指摘の事故につきましては、JAFのレース部会及び安全部会の中から九名の方がメンバーになつていただきまして、このレースの中で起きた事故及び今後の対策について検討していただきますして……

○森本晃司君 太田選手に聞いたかどうかです。それだけで結構です。

○参考人(田村勝敏君) 太田選手には聞いておりません。

○森本晃司君 ただし、このレース安全対策検討会の中には二人の有名な著名なレーサーがおりまして、長谷見昌弘選手それから関谷正徳選手でござります、いずれの選手もこのレースに参加しましてすべて経験しておりますので、その人たちの意見が十分入つておるわけでござります。

○参考人(田村勝敏君) 伺つておりません。

○森本晃司君 太田選手にも砂子選手にも聞いて

いないわけですね。

○参考人(田村勝敏君) 伺つておりません。

○森本晃司君 我々も交通事故を起こしたりする

と、その当事者が出ていて警察で調べられるのが普通なんです。

当事者を除いてやる。そこに私は大変主催者側としての、公認機構とされているところの責任逃れがあるんじやないかと、この報告書を読みまして私は思うんです。

時間がありましたが、問題点が大きく二つあると思うんです。

一つは、セーフティーカーの安全走行不履行による責任があると思うんです。これは裁判中でございきますので答えは要りません。

だけれども、フォーメーションラップで通常は、全日本富士GTレース大会特別規則書によると、大体六十から八十を保っていかなければならぬ。また、急減速等をしないよう安定したペースで走行しなければならないとあります。実際はそれ以上の速度が出ており、あるいは急に減速したために起きたということが言えるんじやないかと思います。これは裁判で明確になつていくことですから。

もう一つ、救急体制についてございます。

私は、その事故が起きたときのフィルムを全部見させていただきました。規則では、救急体制は、これはこの九九年モータースポーツイヤーに書いています。これによりますと、三十秒以内に駆けつけなければならない。そういう体制を敷いていかなかつたのではないかと明らかに思つてゐる。なぜか。太田選手の事故が起きて、あのフィルムを見ると、五十秒たつてから消火が始まっています。しかも、消火をやつたのは、その競技役員の人あるいは救急隊の人ではなくしに、最初に消火したのは山路選手です。明確にあの映像の中に残っています。それから役員の方が来られて、山路選手と二人で太田選手を引きずり出す。引きずり出した後に、その役員は太田選手をそのまま置いてしまつた。それから十秒、それからようやく破壊工作車がやってきて、救急車じゃありません、破壊工作車がやってきて太田選手を乗せている。

全身四〇%のやけど、十日間も意識なし。彼の

強い生命力とともに一度モータースポーツに返りたいという強い意志、それが彼を死のふちからよみがえらせたんだと思うんです。

そこでもう一つ伺いたいんです。

参考者には参考書なるものをおとりになりませんから略させていただきます。「並びにGTアソシエイションに対して非難したり責任を追及

したり、また損害の賠償を要求したりしないことを誓約致します。このことは事故が主催者または大会関係役員の手違いなどに起因した場合であつても変わはありません。」主催者が、大会役員

係者はレーサーに書かせているんです。

これは、私は余りにもレーサーに對して、命に對して、あるいは人権に對して無視したやり方ではないかと。それでも納得して走るんだから構わないという考え方かもわからぬ。

太田選手がなぜ提訴に踏み切ったかということ

も私は会つて聞きました。モータースポーツを愛するがゆえに第二、第三の太田哲也を出してはいけない、自分はひよつとするとこれでモータース

ポーツ界から葬り去られることになるかもわからぬけれども、だけれども、これから日本のモー

タースポーツを考えたときに私は鬱うと言つてい

るんです。

時間が参りました。最後に、今よみがえつてき

た太田哲也が一生懸命エッセーを書いています。

一九九九年十一月十二日、東京は雨。

ずっと悩んでいた。あれから十八ヶ月が過ぎた。

「事故原因はドライバーのミス」という主催者

発表は、当事者であり、自分にミスがなかつた

ことを一番よく知っているボクには、我慢がな

らないものだった。

ドライバーに全部かぶせている。

けれども、病院のベッドの中でボクができることは、身動きさせできない自分の境遇を嘆きながら、怒りに満ちた言葉を吐き捨てるだけだつた。

怒りが痛みに耐えるためのエネルギー源だった。怒り、恨み、復讐心。そういった「負」の気持ちで戦おうとしていた時期があったのは、間違いなく事実である。

けれども、事故から一年が過ぎたころから痛みが少しずつ薄らいできて、精神的にも回復していくと、心境にも変化があらわれた。

その内容につきましては、現在訴訟の論点になつておりますので、私どもこれ以上のコメントに

は差し控えさせていただきたいと思います。

○森本晃司君 JAFさんに聞いても運輸省に聞いてもその考え方だと思うんです。そうしか今は

答へられないと思う。

だけれども、これをとつているから提訴も受けつけないような姿勢、私は主催者ももつと謙虚に、しかも真実を明確に見定めて、再び事故の起きることを防いでこそモータースポーツの安全性があり、また発展がある。

太田選手がなぜ提訴に踏み切ったかということ

も私は会つて聞きました。モータースポーツを愛するがゆえに第二、第三の太田哲也を出してはいけない、自分はひよつとするとこれでモータース

ポーツ界から葬り去られることになるかもわからぬけれども、だけれども、これから日本のモー

タースポーツを考えたときに私は鬱うと言つてい

るんです。

時間が参りました。最後に、今よみがえつてき

た太田哲也が一生懸命エッセーを書いています。

一九九九年十一月十二日、東京は雨。

ずっと悩んでいた。あれから十八ヶ月が過ぎた。

「事故原因はドライバーのミス」という主催者

発表は、当事者であり、自分にミスがなかつた

ことを一番よく知っているボクには、我慢がな

らないものだった。

ドライバーに全部かぶせている。

けれども、病院のベッドの中でボクができる

ことは、身動きさせできない自分の境遇を嘆きながら、怒りに満ちた言葉を吐き捨てるだけだつた。

怒りが痛みに耐えるためのエネルギー源だった。怒り、恨み、復讐心。そういった「負」の

気持ちで戦おうとしていた時期があったのは、間違いなく事実である。

けれども、事故から一年が過ぎたころから痛み

が少しずつ薄らいてきて、精神的にも回復し

云々ということで、事故のことをいろいろ書いています。しかし、その中でまた書いています。

レースに限つたことこそが、正しい対策を講じるための最良の方法であるはずだ。真実を公表するためにボクにできることは、

今提訴に持ち込んだということです。

日本のレース界が眞の発展を遂げるためのきっかけになってくれることを、ボクとしては期待

している。

二十年のあいだ情熱を賭けてきた愛するモー

タースポーツ。そしてボクは素晴らしい人生を与えてくれたモータースポーツ――。今のボク

にできる最大の恩返しだと自分なりに考えていました。そして、きょうは委員の皆さんにも、こ

のモータースポーツ、そして死のふちからよみがえつたレーサーの気持ちを私は皆さんに知つてもらわざわざJAFの局長さんもお見えいただいています。そして、きょうは委員の皆さんにも、こ

制を整備することが極めて肝要であるといふうに考えております。

今回の案件につきましては、こうした観点から、JAFに対し今後とも十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○森本晃司君 終わります。

○筆坂秀世君 まず最初に、地下鉄の事故問題に関するお伺いしたいと思います。

昨日の都議会で、都営地下鉄十二号線のリニアメトロタイプと言われる車両の台車に大量にひび割れが発生していたことが明らかになりました。このひび割れが発生していた車両の台車については、日比谷線の脱線車両とメーカーは同じで住友金属工業であります。

二年間にわたる検査で七十七カ所のひび割れが発見されている。中には、補修したけれども、そして補修したときにはメーカーはこれで三十年は大丈夫だと言つておられたそうですが、翌年の検査でまたひび割れが生じていたというケースもあった。

調べてみると、この都営地下鉄十二号線と同じリニアメトロタイプと言われる車両台車、大阪市交通局の鶴見緑地線でもこれは使用されています。

私は、ここでも当然同様のこういう亀裂が生じているんじやないかと思いますが、これはお調べになつていますでしょうか。

○政府参考人(安富正文君) 先生御指摘の大坂市交通局における状況でございますが、大阪市交通局から聞いたところによりますと、台車メーカーから情報により、具体的には平成十年十月ごろでござりますが、台車のいわゆる東京都の事例があつたということで大阪市の方にメーカーから情報があつたそなんですが、その結果、台車の一齊点検を実施したところ、合計九台車から亀裂が発見されたということです。

亀裂の状況等の詳細については私どもまだ現在調査中でございますが、大阪市交通局においても亀裂箇所の補修接合を実施しまして、さらに追跡調査を行うとともに、現在新しい台車に順次取りかえているといふうに聞いております。

○筆坂秀世君 やはり同じ台車が九台亀裂が生じていたと。

問題は、こういう事故が発生しても運輸省にも報告されていかつたということです。なぜ報告されなかつたかというと、現在の鉄道事故等報告規則、これを見ますと、こういう場合には報告するケースに入つていません。

ただ、この最初のひび割れの発見というのは、乗客が気づいているんですね。乗客が異常音に気づいて、そして調べてみるとひび割れが生じていたという経過なんですよ。しかし、それでも重大事故に至らないだろうというので走らせていました。仮に、このときに、もし運休させてストップさせていたということになれば、旅客列車については三十分以上運延があればこれは報告しなきやいかぬのですね。ですから、いわば報告をするのが嫌だから運休もしなかつたというふうにもこれは考えられます。

つまり、今なおこの鉄道事故等報告規則、このもとでは、こういうひび割れが生じてもこれ自体では報告しなくていい。それだけじゃなくて、運休三十分以上になれば報告しなきやいけないから、だからわざ危険性を顧みず走らせてしまうということにも考え方によつてはなるということですね。

ですから、私は、東京都で七十七カ所もあった、大阪でも九カ所あった、これは補修で済ませると

いうことではないに、やはりこの機会に鉄道事故等報告規則、この見直しを行つて、こういうものですべきだと存じますけれども、この点はいかがでしようか。

○政府参考人(安富正文君) 先生御指摘のように、現在の鉄道事業法の報告規則におきましては、事故の場合ですと、衝突、脱線、火災等が生じた場合に報告する。それから、阻害事故ですと、運休あるいは一定時間、三十分以上のおくこれが生じた場合は、報告するべきだと思いませんけれども、この点はいかがでしようか。

したがつて今回、東京都の場合、運休、おくれ

が生じていないことから報告がなかつたわけですけれども、この報告規則の問題につきましては、「一方、一昨年十一月の運技審答申の中におきましても、「鉄道事業者から國への事故等の報告は、分析等を行うための基礎資料として、必要な情報を的確かつ効率的に把握できるようなものとする必要がある」という指摘を受けております。

我々としては、単に事故があつたからというだけではなくて、いわゆるインシデントと申しますか、そういう事故に至る可能性のある事象について、これから具体的に報告内容の充実、あるいは速報対象の拡大といったような見直しを検討していくふうに考えております。その中で、本件のような事例についても十分検討いたしまして、そういう見直しの中でどういう形にしているかを検討していきたいといふうに考えております。

○筆坂秀世君 いま一点お伺いしたいんですけれども、日比谷線の台車も、さつき言いましたように住友金属工業、都営地下鉄もやはり住友金属工業、大阪市営もそうですね。しかも、都営地下鉄の場合は、二百五十四台の車両のうち、住友金属工業が製造した車両百六十八台から発見されています。ですから、この車両のあるいは台車の型式ということだけではなくて、住友金属工業がどうもやつたものは直率に言つて危ないというのが少くとも今出ている範囲では出でてきているんです。ですから、私は、他の地下鉄車両とかあるいはそうでない車両も含めて、住友金属工業がどれくらいやつてあるか知りませんけれども、やはりこれは住友金属工業が製造したものについていふうに聞いておりますが、具体的に台車の問題がどういう形でいろいろ問題があつたかということは、まだ十分我々としても原因究明中

で把握しておりません。ただ、少なくともこのリニア地下鉄の問題につきましては住友金属製の台車とことでございます。

ただ問題は、リニア地下鉄の場合は、一般的の鉄道と比べて小型の車両が使われております。それから台車の形状と申しますか、これも他の一般の鉄道車両とは異なつております。そういう意味で、今回亀裂が生じた溶接部もリニア地下鉄の台車の構造上生ずる特有なものでございまして、いわゆる溶接をしたような形の構造になつております。そ

ういう意味で、今回亀裂が生じた溶接部もリニア地下鉄の台車の構造上生ずる特有なものでございまして、それ以外の一般的な電車の台車の場合にはいわゆる型枠で一体としてつくるような形になつておりますから、日比谷線の事故の場合と今度のリニア地下鉄の場合と若干機相が異なるんではないかと思います。

そういう意味で、少なくとも住友金属製のリニアモーターカーの台車については、東京と大阪市を含めまして、現在リニアモーターエンジンでは両市で使っておりますので、ここは全般的に緊急点検を実施しているところでございます。

○筆坂秀世君 次に、港湾整備の問題について、もう余り時間はないんですけども、幾つかお伺いしたいと思います。地下鉄の方はもう結構です。港湾整備の最重点で推進されているのが、いわゆる中枢・中核港湾の外貿コンテナバースです。

そこで、この問題に絞つてお伺いしたいと思うんですけれども、まず、整備の前提となる外貿コンテナの需要見通し、毎年の平均の伸び率というのはどういうことになつているのでしょうか。

○政府参考人(川嶋康宏君) 外貿コンテナ貨物量の需要見通しにつきましては、現行の五ヵ年計画を策定するときに、平成六年の実績に基づきまして、イギリスのコンサルタントなんかの意見も聞きながら港湾局で推計したものでございます。

平成十二年の取扱量につきましては約二億二千八百万トンといふうに推計をしているところでございまして、平成六年の一億四千八百万トンから年平均伸び率としては七・六%といふうに推計をしております。

11

卷之三

二、双吸泵の構造。三、計画におけるや

ただいたところです。

○筆坂秀世君 每年七・六%ずつ伸びるというごとになっています。九四年から九八年、この四年間で三四%ふえるといふことは計算になります

よりも聖母像が少ない。だから、単純に言えば二十八バース余ってしまうといふことにこれはなつてしまふでしよう。二十八バースか二十数バースか、つまり三十バース近く余つてしまうということになるんです。これは間違いないでしよう。

なつておるわけでござります。
貨物につきましては、御高承のとおり、アジア
の諸国についての経済情勢の変化とかそういうた
ものにも非常に強く影響を受けるものでございま
すので、そういうもののについては長期的な観点

○筆坂秀世君 本当に効率的な投資にしてほしいと思うんです、もう時間がありませんので、ちょっと中途半端で終わらざるを得ないんですね。
例えば海運会社だって、大阪商船三井船舶の生田社長が、今の港湾整備五ヵ年計画というのは壮大な税金のむさぼり合だ、二重投資になつていいる

ことになりますか。

古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、堺泉州北港、
北九州港、下関港、博多港の十一港を中心港湾と
いふことに何んで、ひるわけでござりますけれど

も、平成六年の実績で申し上げますと、貨物量といたしましては約一億四千百万トン、二十ファイントのコンテナに換算いたしますと九百十萬TEUでございました。それに対しまして、平成十年、九八年の実績につきましては、約一億四千七百万トンということで、TEUに直しますと九百六十萬TEUということになつております。

○筆坂秀世君 つまり、九四年の実績は一億四千五百トンですね。これはずつと七・六%で伸びるということといえば、九八年には二億四十五万トントンになります。これらが、集積の仕事です。

ン」ということはなるべくです。ところが、当院の実績は、九八年は一億四千七百万トンですから、五千数百万トン見通しよりも実績は少ないという

ことです。ほとんど伸びてない、一億四千百万トンのことです。ほんと横ばいになつて、一億四千七百万トンだから。本当は二億トントンを超える予定だった。ほとんど伸びてない

いる。これだけの狂いというのは、これ少々の狂いじゃないんですね、五千万トン以上狂っているわけですから。この量というのはどれぐらいの量

かというと、例えば中核港湾七港湾、この取扱量全部の五倍を超えるいわば狂いが生じていて、輸コンテナの全体の三〇%を占める。

大体、運輸省はこの外貿コンテナを整備するに当たって、一バス当たりの取扱量というのは五五十万トンというふうに計算されていますから約五千万トンの狂いが生じていて、いわば二十八バス分予測した

○政府参考人(川嶋康宏君) 貨物量の伸びに対し
ましてバスを計算しておるわけでございますので、御指摘のように貨物量がふえない場合については、そのバス数についても増減をする必要があるうかというふうに考えております。
ただし、それぞれの港については、その利用の特性等がございますので、配船の状況等によりまして同時に入港するとか、そういったことに対応するようなこともありますので、すべて貨物量で割り算をしてということにはならないのではないかというふうに考えております。
○筆坂秀世君 それはそんな単純にいかないことがあります。私は私もよくわかっているんです。全部荷物を東京に持ってくるというわけにもいかぬでしようから、東京湾に。それは全国の港に持つていかなきやいけないから。
しかし、あなた方は五ヵ年計画をつくるときにこういう需要見通し、今私が言つたような需要見通しのものとでどこに幾らバスをつくる、何メートルのバスをつくるというふうに決めてきたわけでしょう。それが五百万トン違つたといふのならまだわかりますよ。五千万トン近く違うんでしよう。大ざっぱには、一億五千万から二億トンになると言つていたのが一億五千万でとどまつているんですよ。これはあなた方、それは一概に単純に計算するわけにいかないんだということを踏ますわけにいかないでしよう。
○政府参考人(川嶋康宏君) 御指摘の、貨物量の伸びについての御質問であったわけでございますが、確かに先生おっしゃるとおり、平成六年から十年の平均の伸びについては御指摘のとおりだと思います。ただ、平成十一年の上半期の事実についております。ただ、平成十一年の上半期の事績におきましては、対前年度伸び率で七・六%

なつておるわけでござります。
貨物につきましては、御高承のとおり、アジアの諸国についての経済情勢の変化とかそういうたるものにも非常に強く影響を受けるものでございまして、そういうもののについては長期的な観点からも考えながら整備を進めていく必要があるうかというふうに考えております。
○筆坂清世君 それはだめなんです。コンテナの扱い量がある程度ふえるのは当たり前なんです。これは経済成長がなくつたつてふえるんです。なぜかといえば、皆どんどんコンテナ化していくいるわけだから。問題は全体の貨物量がどうかということなんです。
それで、中枢港湾について全体の貨物量を見るに、九四年は九億七千七百万トン、九八年は八億九千五百万トン、一億トン近く減っているんですね。コンテナの取扱量は若干ふえているんですよ。なぜかといえば、コンテナ化していくからなんですね。しかし貨物量全体は大きく減っているんですね。もちろん、この間の不況ということもあるでしょう。あるけれども、しかしそうであつたら、計画見直さなきや。計画一切見直さないというのでは、これは通用しないですよ、客観的な数字が、取扱実績が。
○政府参考人(川嶋康宏君) ただいま御指摘のありました全体貨物については、これは外貿と内需とを合わせた貨物で約一億トン減っているというところでございますが、今議論になつております外貿の貨物については、四億一千四百万トンから、平成十年、九八年には四億二千万トンということでお見えているわけでございます。
御指摘のとおり、貨物量の変化等に対してもは施設の整備というのを見直さなければいけないと、いうのは私どももそのとおりだと思つておりますし、新たに事業を起こします、新規着工いたしますときには、その施設につきまして費用対効果分析とかそういうもののについて万全を期しまして、効率的な投資ができるよう配慮をさせてい

○筆塙秀世君 本当に効率的な投資にしてほしいと思うんです、もう時間がありませんので、ちょっと中途半端で終わらざるを得ないんですけど。
例えば海運会社だつて、大阪商船三井船舶の生田社長が、今の港湾整備五ヵ年計画というのは壯大な税金のむだ遣いだ、二重投資になつていて、建設という切り口から地方ばらまき型の国際港湾整備だ、発想の原点に建設先にありきだと手厳しい批判をこのバースを使う大阪商船三井船舶の社長ですら言われているわけでしょう。
この港湾整備というのは、日本は独特のやり方で、例えば神戸港でもそうですけれども、神戸港は今もう十バースぐらい余つていてますよ。なぜかといふと、水深十二メートルのバースがある水深十五メートルのバースを新しくつくると、これはもう使わなくなつちやうんですねよ。一番極端なケースでいえば、新しい水深の深いバースをつくっていくと、これまでのバースはみんなそのまままだれも使わない、このまま残つていつてゐるんですよ。
ですから、今私、五千万トン余裕があるじやないか、二十八バース余るじやないかと、これは簡単な計算です。しかし、実際はもつと多いんですねかとといえば、まだ使えるバースを全部それで休眠にしていつてゐるんですから。全部とは言わないので、そういうケースだつていつぱりあるんですよ。ですから、それも足せば二十八バースどころじやない、何十バースも余るという状況になつてきているんです。
例えば福井港はもう釣り堀というので有名になつて、重要港湾から外されたようです。最近予算がつかなくなりました。これは結構なことですよ。川崎港でも、十五メートルの水深のバースをつくるうとしたけれども、これももう必要な、というので予算がつかなかつた。これも大変結構なことです。
私、最後に大臣に、何も我々コンテナバースは全部必要ないとは言わない。しかし、日本のや

とをすべきだなどというような観点から申し上げておるわけでございまして、そういう意味では、これは大変いづらいのかもしませんけれども、運輸省としてといいますか港湾局として、こういう新しい方式になつたことに対する評価といいますか御見解といいますか、メリット・デメリットといいますか、その辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○政府参考人(川崎康宏君) 先ほども申し上げましたように、予算要求というのは六月ころから始まるわけでございまして、そして政府の概算の予算が決まるのは十二月、そして本予算として実際に補助金を配賦するという、それが最終決定いたしますのは新年度ということでござりますから、予算要求の時期からおよそ一年がたつわけでございます。そういう意味で申し上げますと、今度の統合補助金の制度を活用していただきますと、いろんな変化に対しても柔軟に対応していただくということが可能になりますので、そういう意味では、いわゆる港湾整備そのもの柔軟かつその場に敏感に対応できる、そういう形のメリットが十分期待されるのじやないかというふうに思います。

昨日来、デメリットということで御質問がございましたけれども、私ども港湾管理者の方も信用しておりますので、特段のデメリットはないのではないかというふうに思っております。

○岩本荘太君 そういうメリットばかりの実施方式であればこれからどんどん進めていただきたい。

ここで大臣にその辺の御所見をお聞きしたいのですが、自治省財政局長にお見えいただきましたので、地方分権の主管官庁でもござりますので、私はこういう事業によって分権を進めていくのには、きのうもちょっと申し上げましたけれども、いわゆる地方分権というと権限と人と財源、ところが財源にはなかなか手が付いていない。しかし、地方にしてみれば、財源もなくて権限ばかり来ても困るんだというような声が非常にあるわけでございません。

す。だから、何らかの格好で金が行くということがないんじゃないかな。こういう方式でいくといふことも一つの経過措置かもしませんけれども、私は一つの方法かなというような気がいたすわけでございます。

それと、私も、地方分権を考えた場合に、地方の財源が、例えば交付金、交付税といいますか、制度では大体自治省を通じしなきやいかぬようないい面では今回的方式というのひとつでございますから、そういう面では今回の方式といふのはひとついいんじゃないかなと思うんです。

そういう面と同時に、やはり自治省が持つておられます地方交付税という制度があるわけでございますが、そういうことで、今の補助金でござりますけれども非常に似ている感じがいたしますし、将来またこれは交付金にすべきではないかとか議論も出てくるんじゃないかと思うんですが、それについて自治省との関連が非常にありますので、御所見をお聞かせ願えたらと思います。

○政府参考人(鷲津昭君) お答えいたします。

○政府参考人(鷲津昭君) お答えいたします。

公共事業補助負担金のあり方につきまして、近年、いろいろな方向から議論がされているわけでございますが、統合補助金につきましては、直接は第二次地方分権推進計画におきまして、国庫補助負担金に関する国の運用とか関与の見直しといふことで、統合補助金の形で地方団体の裁量の範囲を広めるという方向で位置づけられたわけでございます。したがいまして、この仕組み自体は平成十二年度に初めてやるわけでござります。

○岩本荘太君 自治省の方としては広くお考えいただけ、大変ありがたいことでございますが、我々切実に、ことし、来年の面から申しますと、こういう制度がスタートしたことは大変ありがたいことだし、もつと伸ばしてもらえないかなというような気がするわけですが、その辺につきましては、建設省とか農林省にもあるというふうに聞いておりますけれども、運輸大臣おられますので、運輸大臣としてのお考えをもしお聞かせ願えたらと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 統合補助金につきましては、地方分権推進委員会の勧告に基づいて、御承知のとおり十一年度までの局部改良事業と既存施設の有効活用促進事業をまとめて、十一年度より統合補助金、港湾施設改良費統合補助に移行することになりました。これはもう御承知のとおりでございます。

そういう方向の中で、さらに交付金化とか、あるいは究極のところ、そうすると補助負担金といふものは整理して、全体的に例えれば地方財政と国との財政との役割分担の中で、いわば国と地方との間の補助金みたいなもののやり方じゃなくてやるのか、あるいは税源配分を見直してそういう対応をするのかというような方向も出てくるわけでございますので、全体の方向とすると、御指摘のように国庫補助負担金の役割よりは、私どもは究極的には税による国と地方との財源配分が一番正しいといいますか、そういう方向に行くべきだというふうに考えておるわけでございます。

そういう中で、しかしやはり国の施策を地方団体に対して趣旨を徹底する、政策を徹底するというような形での国庫補助負担金が、これは私の個人的な考え方でござりますけれども、それがなくなるということではないんだろうというふうに思っております。したがって、それぞれ国と地方の役割分担を踏まえた上で補助負担金あるいは国と地方との財政関係についての見直しをこれからも続けていくべきだろうというふうに考えております。

○岩本荘太君 大変前向きな御答弁、ありがとうございます。

ただ、港湾に限らず、もしかの公共事業にもぜひ膨らませてもらえたらしい気がいたしますので、その辺は御要望をさせていただきます。

○委員長(齋藤勤君) 以上をもちまして、平成十二年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、港湾建設局、海上保安庁、海難審判庁及び気象庁を除く運輸省所管、郵政省所管並びに総務省所管のうち通信総合研究所、総合通信局、郵政事業特別会計、国土交通省所管のうち地方運輸局、地方航空局、船員労働委員会、自動車損害賠償責任再保険特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(齋藤勤君) 御異議ないと認め、さよう决定了いたします。

次回は明日、十六日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十三分散会